

第 11 次

福島県交通安全計画

(案)

～交通事故のない、安全で安心して暮らせる福島県を目指して～

令和3年〇月

福島県交通安全対策会議

まえがき

福島県交通安全対策会議は、交通事故を防止し、安全、円滑かつ快適な交通環境を確立するため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和46年以降10次にわたり「福島県交通安全計画」を策定し、県、関係行政機関及び民間団体等が一体となった各種交通安全施策の実施に努めてきたところです。

平成28年からの第10次福島県交通安全計画においては、数値目標として「平成32年までに年間の死者数を60人以下とすること」を目指したところ、計画の最終年である令和2年には、昭和27年以降で最少となる57人となって目標を達成することができました。福島県史上最悪を記録した、昭和44年の398人と比較すると、約7分の1まで減少したことになります。

しかし、高齢者の死者数が全体の半数以上を占めており、高齢者の交通事故防止対策が課題となっているほか、依然として年間約4千人もの方々が交通事故で負傷するなど憂慮すべき状況に変わりはありません。

交通事故根絶に向けた努力は、身の回りの安全と安心の確保のため絶え間なく続けていかなければならないものであり、県、市町村、関係団体だけでなく、県民の皆さんとともに取り組まなければならない重要な課題です。そのためには、交通安全対策全般にわたる計画を定め、これに基づいて諸施策を積極的に推進していく必要があります。

第11次福島県交通安全計画は、このような観点から、令和3年度から7年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する計画を策定したもので、「交通事故死者数50人以下」等の新たな目標達成に向かって、「高齢者及び子供の交通事故防止」、「道路横断中の交通事故防止」、「自転車の安全利用」、「シートベルトの着用の徹底」、「悪質・危険な運転の根絶」、「交通安全意識の向上」の6点を対策の重点としました。

この計画を、交通安全対策の共有する指針として、交通事故のない、安全で安心して暮らせる福島県を目指して、県民の皆さんはもとより関係機関・団体と一緒にとなって推進してまいります。

令和3年〇月

福島県交通安全対策会議会長
福島県知事 内堀 雅雄

目 次

計画の趣旨	1
計画の基本理念	2
第1章 道路交通の安全	5
第1節 道路交通の安全についての目標	6
第1 道路交通事故の現状と展望	6
第2 道路交通の安全についての目標	7
第2節 道路交通の安全についての対策	8
第1 対策の重点	8
1 高齢者及び子供の交通事故防止	8
2 道路横断中の交通事故防止	10
3 自転車の安全利用	11
4 シートベルトの着用の徹底	12
5 悪質・危険な運転の根絶	13
6 交通安全意識の向上	13
第2 分野別の施策	14
1 道路交通環境の整備	15
2 交通安全思想の普及徹底	29
3 安全運転の確保	36
4 車両の安全性の確保	43
5 道路交通秩序の維持	46
6 救助・救急活動の充実	49
7 被害者支援の充実と推進	52
8 研究開発及び調査研究の充実	55
9 避難地域等の交通安全対策	56
第2章 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	58
第1節 鉄道交通及び踏切道における交通の安全についての目標	59
第1 鉄道事故・踏切事故の現状	59
1 鉄道事故の現状	59
2 踏切事故の現状	59
第2 交通安全計画における目標	60
第2節 講じようとする施策	61
第1 鉄道交通の安全対策	61
1 鉄道交通環境の整備	61
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	62
3 鉄道の安全な運行の確保	62
4 鉄道車両の安全性の確保	63
5 救助・救急活動の充実	63
6 被害者支援の推進	63

第2 踏切道における交通の安全対策	64
1 踏切道の立体交差化、構造の改良の促進	
及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	64
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	65
3 踏切道の統廃合の促進	65
4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	65
卷末資料	66

計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

福島県交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、これまで10次にわたり策定し、各種の交通安全対策を実施してきました。

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあり、第10次交通安全計画の最終年である令和2年には、昭和27年以降で最少の死者数となりましたが、依然として年間約4,000人もの方々が交通事故により亡くなられたりけがをされたりしております。引き続き更なる取組が求められております。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害の発生から10年が経過した今、県では県民の安全・安心な暮らしの確保に向け、更なる復興と創生期間として、様々な取組を行っています。

このような中、県民一人ひとりが交通事故を起こさない、交通事故に遭わないという意識を持ち、交通事故のない、安全で安心な県づくりの実現を目指し、復興・創生の後押しとなるようこの計画を策定しました。

2 計画の期間等

この計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和7（2025）年度を目標年度とする5か年計画です。

また、年度ごとの具体的な事業計画については、社会経済情勢の変化に対応しながら、この計画に基づき毎年度「福島県交通安全実施計画」を策定します。

3 計画の特徴

交通事故のない安全で安心な社会の実現を目指すため、交通安全対策の共有の指針として、県民はもとより、関係機関・団体、市町村、県などが連携して今後5年間に取り組むべき施策をまとめたものです。

対策の重点を設け、交通安全施策の方向性を明確化しました。

計画の基本理念

「安全で安心な県づくり」とは

「安全で安心な県づくり」とは、「安全」と「安心」を結びつける取組みです。

「安全」は、基準や規則、慣習など社会的に認められたものから判断されるものですが、「安心」は、県民一人ひとりがそれぞれの知識や経験、価値観、「安全」に対する信頼などから判断するものです。「安全」が、必ずしも「安心」に結びつくとは限りません。

県民等が身の回りの危険や不安を意識を持って捉え、備えるなど安全確保の活動を通じ「安全」について理解すること、行政や県民等が情報交換と対話によって相互に信頼関係を築き上げながら、県民が真に「安心」を実感できる地域社会を築こうとするものです。

交通事故のない安全で安心して暮らせる福島県を目指して、本計画を推進するに当たり、以下の5項目を基本理念として掲げます。

1 交通事故のない社会を目指して

交通事故により、毎年多くの方が被害に遭われていることを考えると、公共交通機関を始め、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素です。

これまででも、その重要性が認識され、様々な対策がとられてきたところですが、依然として年間約4,000人の方々が交通事故により亡くなられたり、怪我をされている現状を踏まえ、更なる交通安全対策の実施が必要です。人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して究極的には交通事故のない社会を目指すべきで、そのためには、県民一人ひとりが相互理解と思いやりを持って行動する交通社会の構築を図っていくことが必要です。

併せて、人優先の交通安全思想を念頭に、自動車と比較して弱い立場にある歩行者等の安全を、また、すべての交通について高齢者、障がい者、子供等の交通弱者の安全を、一層確保する必要があります。さらに、思いがけず交通事故被害者等となった方に対して、一人一人の状況に応じた支援が求められます。このような「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進すべきと考えます。

鉄道交通については、人や物を大量に、高速に、かつ、定時に輸送できるなど県民生活に欠くことのできない交通手段ですが、ひとたび事故が起これば、多数の方が被害にあう可能性があることから、県民が安心して利用できる一層安全な鉄道輸送を目指し、各種の安全対策を推進していく必要があります。

高齢化社会の進展や国際化等の社会情勢の変化を踏まえるとともに、地震や水害等に対する防災の観点にも適切な配慮を行いながら進めていきます。

2 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

高齢歩行者の交通事故とともに、高齢運転者による事故は、喫緊の課題であります。また、事業用自動車においても、運転者の高齢化の進展に伴い生じる課題に向き合う必要があります。地域で高齢者が自動車に頼らずに自立的に日常生活を営むことができるようになることが課題となっています。

全ての交通の分野で、高齢化の進展に伴い生じる、様々な課題に向き合い、解決していくことが不可欠となります。

高齢になっても安全に移動することができ、安心して移動を楽しみ豊かな人生を送ることができる社会、さらに年齢や障がいの有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」を、交通の関係者の連携によって、構築することを目指します。

3 県民参加の推進

地域社会のきずなを強め、互いに支え合う地域社会を目指し、県民等が「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域が守る」という安全意識の下、交通の安全の施策に計画段階から参加できる仕組みづくり、県民が自ら行う交通安全総点検など、自主的な、参加・協働型の交通安全活動を推進します。

県民が、交通社会の危険に気づくこと、そして出来ることから取り組んでいくとともに、こうした活動の輪を広げ、地域で多くの人びとが支え合う運動を推進します。

4 関係機関・団体相互の連携・協力の推進

地域で活動する様々な活動主体や県、市町村等が、情報を共有し、相互理解、連携を図りながら協力できるネットワークの形成を推進します。

既に多くの地域で、交通安全に対する様々な取組が行われていますが、内容や取組方法など多くの点で課題を共有し、連携して取り組んでいくためには、地域的なネットワークづくりが有効です。

県は、活動主体間での調整を図りながら、縦割りでなく、県民の立場から施策を横断的に連携させるとともに、様々な活動主体と連携・協力が図られるネットワークづくりを推進します。

5 効果的・効率的な対策の推進

安心を実感できる社会を実現するため、県や市町村、県民等が、相互に情報交換し、相互の信頼関係を築くことが大切です。

行政をはじめ関係機関・団体と県民との間には、交通安全に関する情報や専門知識の量や質の点で格差が存在していることから、情報を適切に分かりやすく提供する等、相互に連携・協力できる信頼関係を築くよう努めます。

そして、「人優先」の交通安全思想の下、県民総ぐるみの交通安全活動を推進するため、「交通安全運動年間スローガン」を掲げ、県民、関係機関・団体が一体となって、地域の実情に応じた活動を進めます。

なお、新型コロナウイルス感染症の直接・間接の影響は、陸海空の交通に及び、様々な課題や制約が生じているほか、ライフスタイルや交通行動への影響も認められます。これに伴う、交通事故発生状況や事故防止対策への影響を、本計画の期間を通じ注視するとともに、必要な対策に臨機に着手することとします。

また、本計画期間中にも様々な交通情勢の変化があり得る中で、その時々の状況を踏まえ、効果等を勘案して適切な施策を選択しながら取り組んでいきます。

◆ 交通安全運動年間スローガン（令和3年1月～）

わたります 止まるやさしさ ありがとう

第1章 道路交通の安全

基本理念

- 1 交通事故のない社会を目指して
- 2 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築
- 3 県民参加の推進
- 4 関係機関・団体相互の連携・協力の推進
- 5 効果的・効率的な対策の推進



1. 道路交通の安全についての目標

- ① 「令和7年までに24時間死者数を**50人以下**」とする。
- ② 「令和7年までに重傷者数を**380人以下**」とする。
- ③ 「令和7年までに死傷者数を**3,200人以下**」とする。



2. 道路交通の安全についての対策

対策の重点	分野別の施策<9つの柱>
<ul style="list-style-type: none">① 高齢者及び子供の交通事故防止② 道路横断中の交通事故防止③ 自転車の安全利用④ シートベルトの着用の徹底⑤ 悪質・危険な運転の根絶⑥ 交通安全意識の向上 <p>※ これらの視点を重視して対策の推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none">① 道路交通環境の整備② 交通安全思想の普及徹底③ 安全運転の確保④ 車両の安全性の確保⑤ 道路交通秩序の維持⑥ 救助・救急活動の充実⑦ 被害者支援の充実と推進⑧ 研究開発及び調査研究の充実⑨ 避難地域等の交通安全対策

第1節 道路交通の安全についての目標

第1 道路交通事故の現状と展望

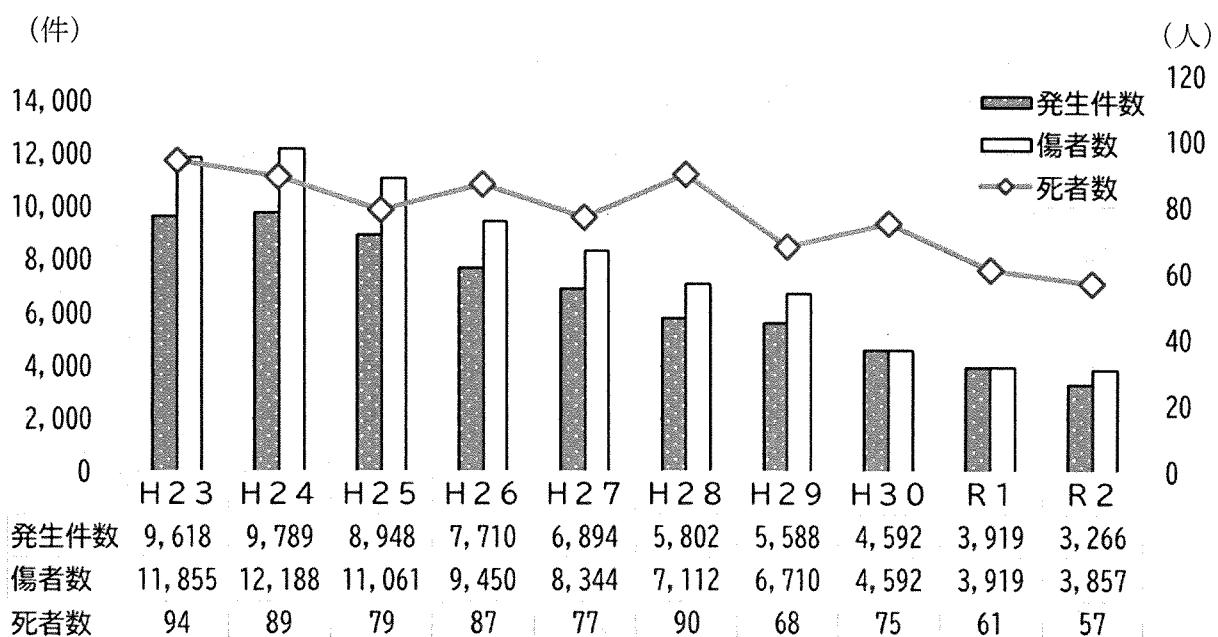
本県の交通事故による24時間死者数は、昭和44年に398人を数えましたが、昭和55年には152人とほぼ半減しました。その後、増加傾向に転じ、平成元年には254人に達し、その後も200人前後で推移していましたが、平成11年には171人となりました。

平成13年には210人と5年ぶりに200人を超えたほか、交通事故件数は15,691件、傷者数は20,067人となり、交通事故件数、傷者数とも過去最悪を記録しました。

平成14年以降は減少傾向となりましたが、平成22年には死者数が112人と9年ぶりに増加に転じました。その後は、死者数、死傷者数ともに再び減少傾向となり、平成27年には、交通事故発生件数が49年ぶりに7,000件を下回ったほか、死者数も80人を下回りました。

平成28年からの第10次交通安全計画においては、令和2年(平成32年)までに、24時間死者数を60人以下、死傷者数を6,300人以下にするという抑止目標を掲げましたが、死傷者数においては平成30年に3年前倒しで目標を達成し、最終年である令和2年には、死者数も57人と昭和28年以降最少となり、目標を達成することができました。

これは、衝突被害軽減ブレーキやエアバッグなど自動車性能の向上、救命救急活動の充実などに加え、県民一丸となった交通安全活動における交通安全意識の浸透によるものと推察されますが、未だ年間約4,000人の方々が交通事故により亡くなられたりけがをされたりしており、高齢化社会の進展による高齢化率の増加や、運転免許人口における高齢者の割合の増加に伴い、高齢者が関与する交通事故の増加も予想されることから、今後は、更なる交通安全対策を強力に推進していく必要があります。



県内の交通事故の発生状況を見ると、その特徴は次のとおりです。

(令和2年に発生した福島県内の交通事故)

- (1) 65歳以上の高齢者の死者は32人で、全死者の56.1パーセントを占めており、高齢歩行者の死者のほとんどが夜光反射材用品を着用していない。
- (2) 夜間の死者は32人で、全死者の56.1パーセントを占めており、うち高齢者は15人となっている。
- (3) 道路横断中の死者は12人で、うち横断歩道以外の場所における道路横断中の死者は10人となっている。
- (4) 四輪車乗車中の死者24人のうちシートベルト着用者は13人で、非着用者11人のうち5人はシートベルトを着用していれば命を落とさずに済んだと思料される。
- (5) 交差点事故の死者は24人で、全死者の42.1パーセントを占めているほか、人身事故総件数のうち交差点人身事故は57.4パーセントを占めている。

第2 道路交通の安全についての目標

【数値目標】

交通事故死者数	50人以下	<small>(24時間死者数)</small>
交通事故重傷者数	380人以下	
交通事故死傷者数	3,200人以下	

交通事故のない社会を実現することが目指す目標ですが、中期的には「令和7年までに年間の24時間死者数を50人以下にする」ことを目指します。

もとより、本計画における最優先の目標はかかる死者数の減少ですが、今後は、重傷者が発生する交通事故防止への取組が、死者数の減少にもつながることから、重傷者に関する目標値を設定し「令和7年までに重傷者数を380人以下にする」ことを目指します。

加えて、交通事故そのものの減少や死傷者数の減少にも一層積極的に取り組み、「令和7年までに年間死傷者数を3,200人以下とする」ことを目指します。

第2節 道路交通の安全についての対策

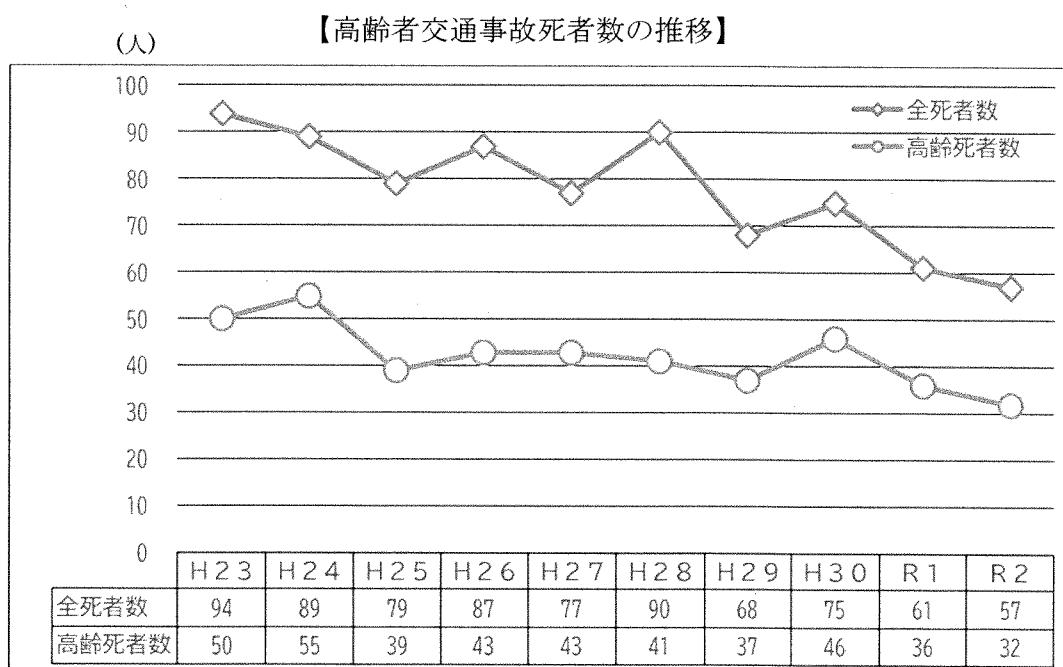
第1 対策の重点

- 1 高齢者及び子供の交通事故防止
- 2 道路横断中の交通事故防止
- 3 自転車の安全利用
- 4 シートベルトの着用の徹底
- 5 悪質・危険な運転の根絶
- 6 交通安全意識の向上

1 高齢者及び子供の交通事故防止

(1) 高齢者の交通事故防止

本県の65歳以上の高齢者の人口は、令和3年1月1日現在、約580千人、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は32.3パーセント（平成27年から3.6ポイント増加）となっていますが、本計画の終了年次である令和7年には、高齢者の人口は612千人、高齢化率は35.3%と推定されています。そして、本県において交通事故の犠牲となる方の約半数以上が高齢者となっています。



死亡事故の状況をみると、歩行中及び自動車運転中の事故が多くなっています。

また、令和2年においては歩行中に事故で亡くなられた方13人のうち、約8割の11人の方は夜間に事故に遭っています。

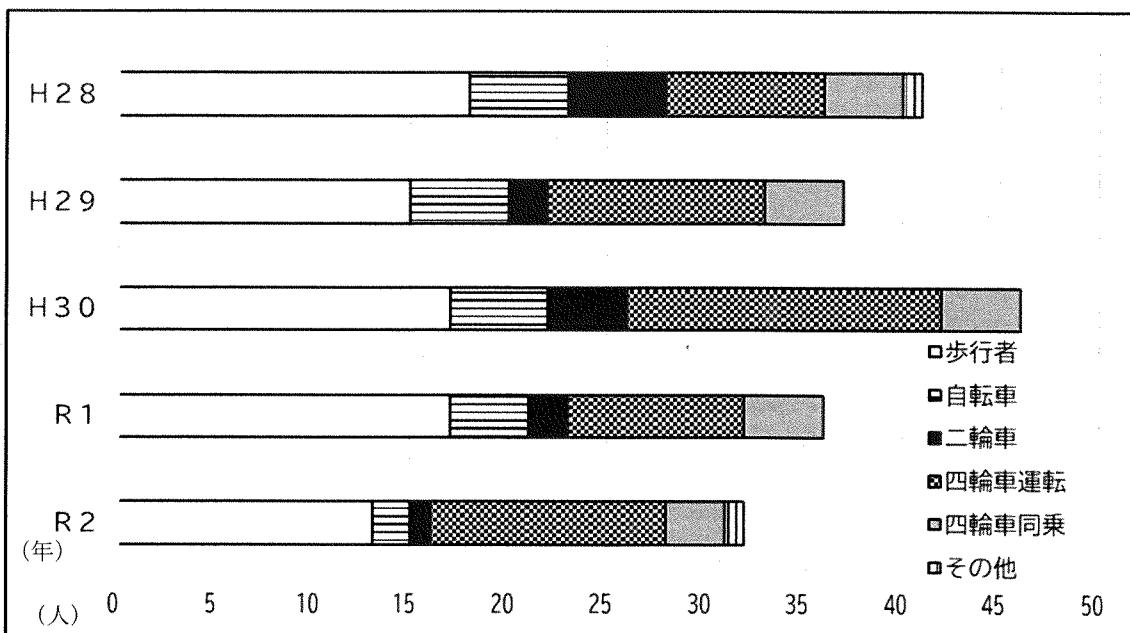
さらに、歩行中や自転車の乗用中に交通事故で亡くなられた方15人のうち約6割の10人の方は、自宅から500メートル以内の場所で事故に遭っています。

高齢者の交通事故を減少させるためには、こうした交通事故の実態に応じた対策が必要となります。

※1 福島県の推計人口（福島県の人口）（県企画調整部）による。

※2 「地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」（国立社会保障・人口問題研究所）による。

【高齢者状態別死者数】



例えば、歩行者に対しては、夜間は運転者から発見されやすいよう明るい目立つ色の服装や夜光反射材を身につけるよう呼びかける、運転者に対しては、加齢に伴う身体機能の低下を自覚してもらうことも交通事故防止には有効です。また、運転免許返納後の、高齢者の移動を伴う日常生活を支えるための対策など、その立場や場面に応じた交通安全対策を講じていく必要があります。

また、一方で加齢による身体機能の変化にかかわりなく、高齢者が交通社会に参加することを可能にするため、バリアフリー化された道路交通環境の形成を図ることも重要となっています。

本県は、高齢者の交通事故死者の占める割合が非常に高いこと、今後も高齢化が進むことを踏まえると、高齢者が安全にかつ安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要です。

このため、高齢者の様々な活動を踏まえた総合的な交通安全対策を推進するとともに、高齢者に対する交通安全活動を一層充実させることが重要です。

(2) 子供の交通事故防止

本県において、交通事故でけがをした子供の数は年々減少していますが、亡くなられた子供の数は増減を繰り返しており、最近では平成28年には3人、平成29年と平成30年は各1人(令和元年と令和2年はなし)となっています。

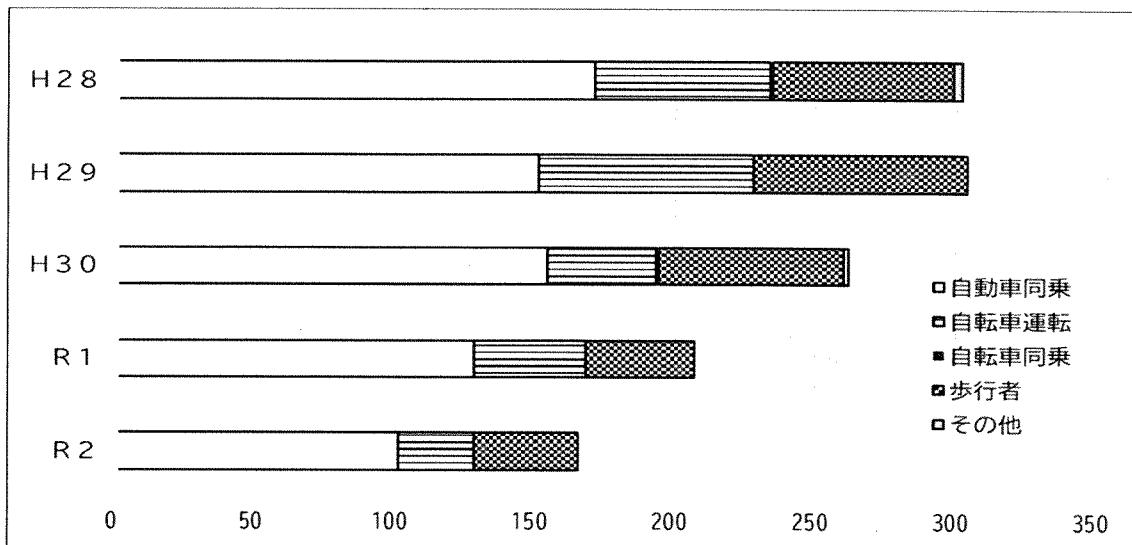
事故の状況を見ると、自動車同乗中の事故が最も多い、次いで歩行中、自転車乗用中となっていますが、中学生では歩行中よりも自転車乗用中の方が圧倒的に多くなっています。

また、令和2年では、歩行中の事故は自宅から500メートル以内での事故が、全体の約50パーセント、自転車乗用中では、自宅から1キロメートル以内での事故が全体の約55パーセントを占めています。

子供を事故から守るためにには、こうした事故の発生状況を踏まえた上で、家庭や学校、地域等が連携して対策をとる必要があります。

少子化が進展する中、安心して子供を産み、育てることができる社会を実現するためには、通学路等において歩道等の歩行空間の整備を推進するなど、子供を交通事故から守る観点からの一層の交通事故防止対策が求められます。

【子供の交通事故状態別死傷者数】



2 道路横断中の交通事故防止

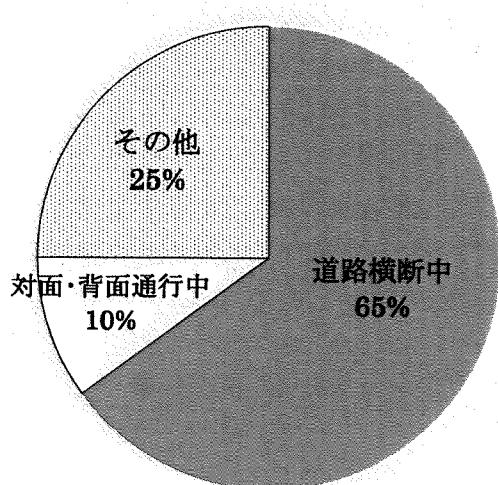
令和2年に本県において交通事故に遭った歩行者のうち、亡くなられた方が20人、けがをされた方が427人で、どちらも半数以上の方が道路横断中に被害に遭っています。また、過去5年間では、事故で亡くなられた歩行者の約65パーセントが道路横断中に事故に遭っています。

また、JAFの調査結果によると、信号機のない横断歩道において、歩行者が道路を渡ろうとしている状況で、通行車両が一時停止した割合は、平成30年は3.5パーセント、令和元年は8.7パーセント、令和2年は27.0パーセントにとどまっており、ドライバーの歩行者優先意識は徹底されていない現状にあります。

横断歩行者が関係する交通事故を減少させるためには、運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、運転者の遵法意識の向上を図らなければなりません。

一方、歩行者に対しては、道路横断の際は、手を上げるなどして運転者に対し横断する意思を明確に伝えること、横断歩道を渡ること、信号機があるところでは、その信号に従うことといった、基本的な交通ルールの周知を図るとともに、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気を付けることなど、自らの安全を守るために行動を促すための交通安全教育を取り組んでいく必要があります。

【過去5年間の歩行中死者の状況】



3 自転車の安全利用

通勤や通学、買い物など、子供から高齢者まで気軽に利用され、生活に密着した交通手段となっている自転車ですが、自動車に衝突された場合には被害者となる反面、歩行者等と衝突した場合には加害者となるため、すべての年齢層へのヘルメット着用の推奨、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進していく必要があります。

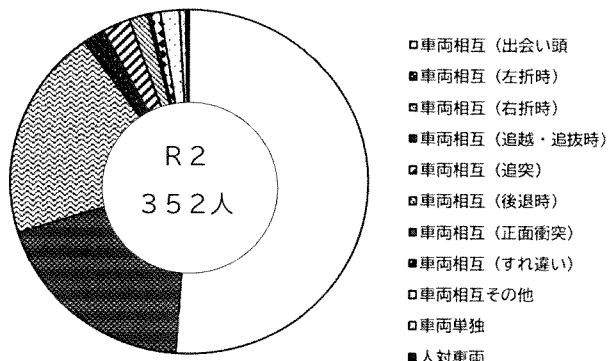
令和2年の本県における自転車事故は、死者3人、傷者349人となっており、事故類型では車両相互（自転車と自動車、自転車同士など）の出会い頭の事故が最も多くなっています。

また、事故により亡くなられた方3人のうち2人が高齢者であり、けがをされた方は20歳未満の人の占める割合が高くなっています。

自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いことなどから、交通安全教育の充実を図るほか、街頭における指導啓発活動を積極的に推進するなど、自転車の安全利用を推進する必要があります。

【自転車事故の類型別死傷者数】

車両相互（出会い頭）	180
車両相互（左折時）	67
車両相互（右折時）	70
車両相互（追越・追抜時）	7
車両相互（追突）	9
車両相互（後退時）	6
車両相互（正面衝突）	1
車両相互（すれ違い）	3
車両相互その他	6
車両単独	2
人対車両	1
計	352(人)



◆ 自転車運転者講習制度について

平成27年6月1日、道路交通法の改正に伴い、自転車運転者講習制度が施行されました。

政令で定める「危険行為」を3年以内に2回以上を繰り返すと、有料で講習を受けるよう県公安委員会から命令があります。講習の受講命令に違反した場合には、5万円以下の罰金が科せられます。

【対象となる危険行為】

- ①信号無視 ②通行禁止違反 ③歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- ④通行区分違反 ⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害 ⑥遮断踏切立入
- ⑦交差点安全進行義務違反等 ⑧交差点優先車妨害等
- ⑨環状交差点安全進行義務違反等 ⑩指定場所一時不停止等
- ⑪歩道通行時の通行方法違反 ⑫制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- ⑬酒酔い運転 ⑭安全運転義務違反 ⑮妨害運転（R2.6追加）

福島県交通対策協議会では、自転車を安全に利用するため、以下のとおり「福島県自転車安全利用五則」を定めています。

【福島県自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルール・マナーを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯・反射材着装
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止
- 5 被害軽減のためヘルメット着用に努める

4 シートベルトの着用の徹底

現在、シートベルトは、運転席、助手席、後部座席全てにおいて着用が義務づけられています。

しかしながら、令和2年のシートベルト着用状況調査（警察庁、日本自動車連盟）によれば、本県のシートベルトの着用率は、「一般道走行中の着用状況」は、全ての座席で令和元年の着用状況を上回りましたが、「高速道路等の着用状況」はいずれも令和元年を下回る結果となりました。

また、後部座席の着用率は、一般道では48.8パーセント、高速道でも81.2パーセントと運転席や助手席と比べて著しく低い状況となっています。

本県の令和2年の交通死亡事故においては、四輪車乗用中に事故で亡くなられた方のシートベルト着用率は54.2パーセントで、シートベルト非着用者11人のうち5人は、シートベルトを着用していれば救命効果があったと考えられています。

平成20年に後部座席のシートベルトの着用も義務化されていますが、未だに下記のような低い着用率に止まることから、本計画期間中100%の着用率を目指して取り組んでいきます。

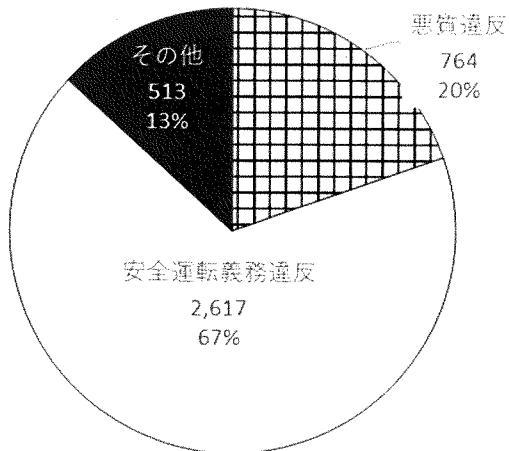
○ <u>シートベルトの着用状況（令和2年）</u>	全国平均
・一般道（運転席） 98.9% (対前年 +0.1ポイント)	99.0%
・一般道（助手席） 97.7% (対前年 +3.0ポイント)	96.5%
・一般道（後部座席） 48.8% (対前年 +6.2ポイント)	39.2%
・高速道（運転席） 99.9% (対前年 △0.1ポイント)	99.7%
・高速道（助手席） 99.1% (対前年 △0.3ポイント)	98.5%
・高速道（後部座席） 81.2% (対前年 △4.4ポイント)	75.8%

5 悪質・危険な運転の根絶

令和2年に本県で発生した交通事故のうち、悪質違反による事故の死傷者は、亡くなられた方が7人、けがをされた方が757人となっており、全体の20パーセントが悪質違反による交通事故となります。

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線における街頭活動を強化とともに、無免許運転、飲酒運転、令和2年6月の道路交通法改正により、施行された妨害運転（「あおり運転」）、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進してまいります。特に、飲酒運転及び無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者に対する捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転及び無免許運転の根絶に向けた取組を推進してまいります。

【違反別死傷者数】



6 交通安全意識の向上

交通事故の総量を抑制していくためには、交通社会に参加するすべての県民が、交通事故のない社会を目指し、交通事故を起こさない、交通事故にあわないという意識を再確認とともに、自らが考え、自らが行動し、安全で安心な交通社会をつくりあげていくことが期待されています。

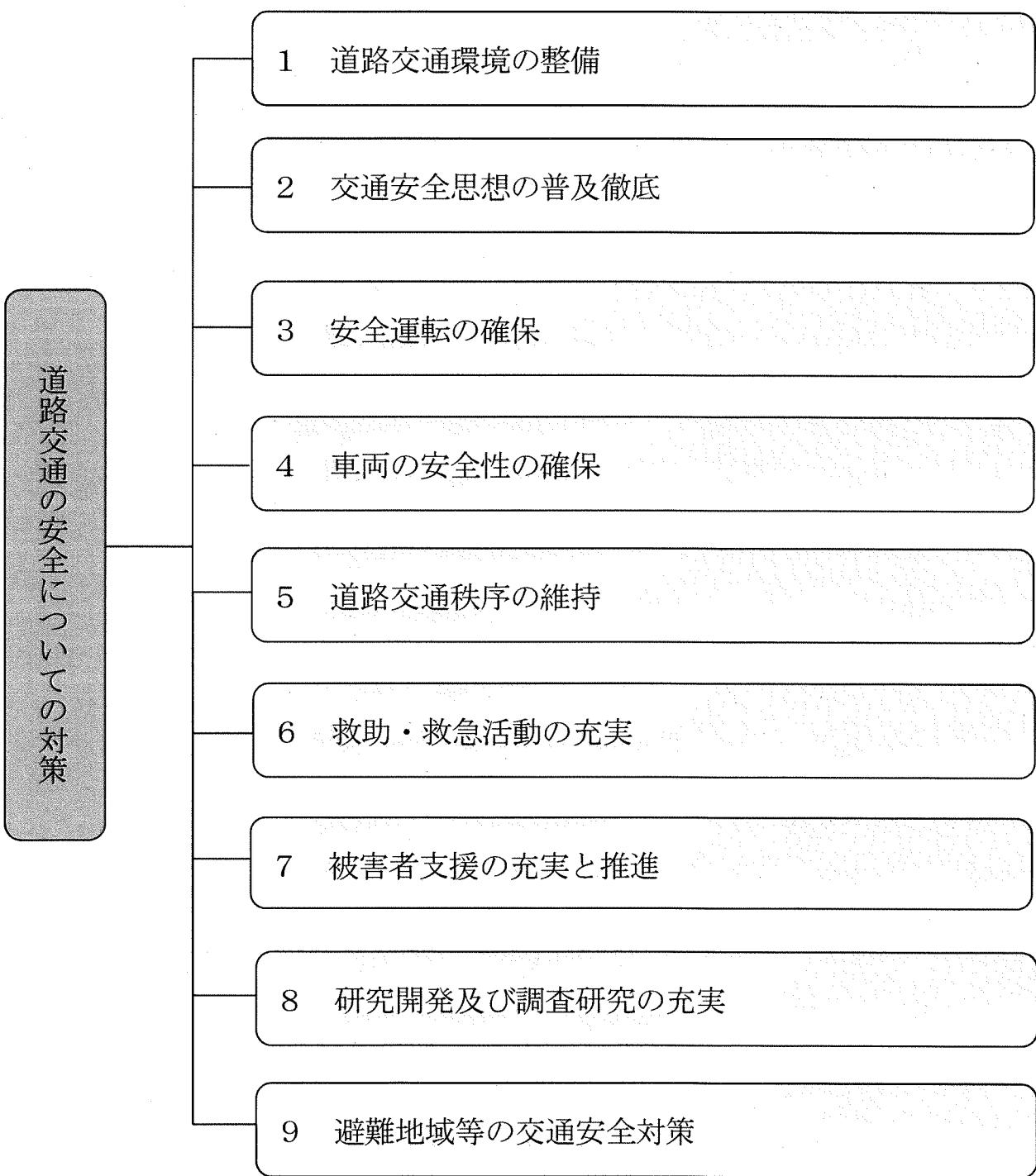
このため、交通安全教育や広報啓発活動を一層充実し、これまで以上に交通安全対策に関心を持ってもらうとともに、住民が地域社会や身近な団体が行う交通安全に関する各種活動に参画するなど、安全で安心な交通社会の形成に住民が積極的に関与していくことが大切です。

交通安全施策の推進に当たっても、それぞれの実情に合った施策の展開を図ります。

分野別の施策においては、特に、以上のような6つの視点を重視しながら、安全運転を支援する先端技術の活用や普及促進についても踏まえつつ、交通事故が起きにくい環境をつくるという観点にも留意して対策の推進を図ることとします。

第2 分野別の施策

各項目の施策については、毎年度作成する「福島県交通安全実施計画」において具体的な取組みを策定するとともに、関係機関ごとの取組みを整理します。



1 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備

- (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
- (3) 幹線道路における交通安全対策の推進
- (4) 交通安全施設等の整備事業の推進
- (5) 高齢者等の移動手段の確保・充実
- (6) 歩行空間のユニバーサルデザイン化
- (7) 無電柱化の推進
- (8) 効果的な交通規制の推進
- (9) 自転車利用環境の総合的整備
- (10) I T S 活用
- (11) 交通需要マネジメントの推進
- (12) 災害に備えた道路交通環境の整備
- (13) 総合的な駐車対策の推進
- (14) 道路交通情報の充実
- (15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

ア 生活道路における交通安全対策の推進

科学的データや地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出した交通事故の多いエリアにおいて、国、県、市町村、地域住民等が連携し、通過交通や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図ります。

- (ア) 福島県公安委員会においては、交通規制、交通管制及び交通指導取締りの融合に配意した施策を推進します。生活道路については、歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、「ゾーン30^{*}」の整備を引き続き推進するとともに、通行禁止等の交通規制を実施するほか、高輝度標識等の見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備や信号灯器のLED化、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイスと組み合わせたゾーン規制の活用等の安全対策や外周幹線道路を中心として、信号機の改良、光ビーコン・交通情報板等によるリアルタイムの交通情報提供等の交通円滑化対策を実施します。
- (イ) 「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機等の整備を推進します。
- (ウ) 道路管理者においては、歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに、交通規制及び交通管制との連携を強化し、ハンプやクランク等車両速度を抑制する道路構造等により、歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良やエリア進入部におけるハンプや狭さくの設置等によるエリア内への通過車両の抑制対策を図ります。また、道路標識の高輝度化・必要に応じた大型化・可変化・自発光化、標示板の共架、設置場所の統合・改善、道路標示の高輝度化等（以下「道路標識の高輝度化等」という。）を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を推進します。さらに、ビッグデータの活用により潜在的な危険箇所の解消を進めるほか、交通事故の多いエリアでは、国、県、市町村、地域住民等が連携して効果的・効率的に対策を実施します。

イ 通学路等における交通安全の確保

定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察、保育所等の対

* ゾーン30：小学校の通学路や住宅街などにおいて、区域（ゾーン）を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、通過交通の抑制を行い生活道路における歩行者の安全を確保するもの。

象施設、その所管機関、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。

高校、中学に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所や児童館等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、ハンプ・狭さく等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵、ライジングボーラード等の設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充等の対策を推進します。

ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

- (ア) 駅や公共施設、福祉施設、病院等を連結する歩道の段差解消や拡幅、歩道の障がい物撤去等を進め、ユニバーサルデザインに配慮した安全で快適な歩行空間ネットワークの整備を推進します。
- (イ) 駅前等の交通結節点について、エレベーター等の設置、スロープ化や建築物との直結化が図られた立体横断施設、交通広場等の整備を推進し安全で快適な歩行空間整備を推進します。
- (ウ) 公共交通機関等のバリアフリー化と連携し、幅の広い歩道、バリアフリー対応型信号機等の整備を図ります。
- (エ) 視覚障がい者誘導用ブロック、歩行者用の案内標識、バリアフリーマップ等により、公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内します。
- (オ) 横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等に対する取締りを強化するとともに、歩道や視覚障がい者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車についても、放置自転車等の撤去を行う市町村と連携し取締りを推進します。

(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

幹線道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成。）から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進します。

特に、高規格幹線道路等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、自転車中心の道路交通を形成します。

(3) 幹線道路における交通安全対策の推進

ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進

交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、次

の手順により「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進します。

- (ア) 死傷事故率の高い区間や地域の交通安全の実情を反映した区間等、事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定します。
- (イ) 地域住民に対し、事故危険区間であることの注意喚起を行うとともに、事故データにより、卓越した事故類型や支配的な事故要因等を明らかにした上で、今後蓄積していく対策効果データを活用しつつ、事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施します。
- (ウ) 対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の新たな対策の検討に活用します。

イ 事故危険箇所対策の推進

事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所として指定し、集中的な事故抑止対策を実施し、事故危険箇所においては、信号機の新設・改良、道路標識の高輝度化等の対策を推進します。

ウ 事故多発地点緊急対策の推進

交通事故の多発地点、交通渋滞、その他の問題地点等で特に対策を要する地点を取り上げ、実地踏査と必要な調査研究を行い、道路管理者や地域住民等と協議しながら、対策案をまとめ、その推進を図ります。

エ 幹線道路における交通規制

速度規制、追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図ります。

また、新規供用の高速自動車国道等については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、安全で円滑な交通を確保するため、適正な交通規制を実施するとともに、既供用の高速自動車国道等については、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを推進します。

さらに、交通事故、天候不良等の交通障害が発生した場合は、臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し、二次事故の防止を図ります。

オ 重大事故の再発防止

事故要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、当該事故と同様な事故の再発防止を図ります。

カ 適切に機能分担された道路網の整備

道路計画に基づき、「基幹的な道路」「地域連携道路」「主要生活幹線道路」「生活幹線道路」「生活道路」に分類し、道路の機能に応じた体系的なネットワークの整備を進め、安全で円滑な道路交通を確保します。

- (ア) 高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車

等の異種交通の分離を図ります。

- (イ) 一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路等の整備やインターチェンジの増設等による利用しやすい環境を整備し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させます。
- (ウ) 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環境を確保するため、バイパス及び環状道路等の整備を推進します。
- (エ) 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通ができる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、県公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、ハンプ・狭さく等による車両速度及び通過交通の抑制等の整備を総合的に実施します。
- (オ) 県民のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、道路混雑の解消等円滑な交通流が確保された良好な交通環境を形成するため、道路交通、鉄道等複数の交通機関の連携を図るマルチモーダル施策※を推進します。

キ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、道路の拡幅等の改築事業、道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図ります。

- (ア) 事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所について、事故要因の分析を行い、中央分離帯強化型防護柵、自発光式視線誘導標、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を重点的に実施します。
- (イ) 道路構造上往復に分離されていない非分離区間については、対向車線へのみ出しによる重大事故を防止するため、ワイヤーロープの設置を推進します。
- (ウ) 逆走及び歩行者、自転車等の立入り事案による事故防止のための標識や路面標示等による対策の拡充に加え、産官学が連携した新しい技術として、錯覚効果を応用した路面標示やセンサーによる検知・警告設備等の対策を実施します。また、渋滞区間における追突事故防止を図るため、臨時情報板を含む情報板の効果的な活用を推進するほか、後尾警戒車等により渋滞最後尾付近の警戒を行うなど、総合的な事故防止対策を推進します。
- (エ) 事故発生後の救助・救急活動を支援する緊急開口部の整備等も併せて実施するとともに、高速自動車国道等におけるヘリコプターによる救助・救急活動を支援します。
- (オ) 走行環境の確保を図るため、本線拡幅やインターチェンジの改良、停車車両

* マルチモーダル施策：複数の交通機関の連携を通じて利用者のニーズに対応した効率的で良好な交通環境が提供される交通体系のこと。

の早期撤去等による渋滞対策、休憩施設の混雑解消等を推進します。

ク 道路の改築等による交通事故対策の推進

- (ア) 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、幹線道路の整備と併せた生活道路におけるハンプや狭さくの設置等によるエリア内への通過車両の抑制対策、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進します。
- (イ) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化、立体交差化等を推進します。
- また、進入速度の低下等による交通事故防止や被害の軽減、信号機が不要になることによる待ち時間の減少等の効果が見込まれる環状交差点について、周辺の土地利用状況等を勘案し、適切な箇所への導入を推進します。
- (ウ) 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備、植樹帯の設置、路上駐停車対策等の推進を図ります。
- (エ) 商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広い歩道、自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進します。
- (オ) 交通混雑が著しい鉄道駅周辺等において、人と車の交通を体系的に分離とともに、歩行者空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路、ペデストリアンデッキ、交通広場等の総合的な整備を図ります。
- (カ) 歴史的街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区において、地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導路、地区内の生活道路、歴史的みちすじ等の整備を体系的に推進します。
- #### ケ 交通安全施設等の高度化
- (ア) 交通実態に応じて、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を推進するとともに、疑似点灯防止による視認性の向上に資する信号灯器のLED化を推進します。
- (イ) 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進するほか、交通事故発生地点を容易に把握し、速やかな事故処理及び的確な事故調査が行えるようになるとともに、自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認できるようにするためのキロポスト（地点標）の整備を推進します。

(4) 交通安全施設等の整備事業の推進

ア 交通安全施設等の戦略的維持管理

福島県公安委員会では、整備後長期間が経過した信号機等の老朽化対策が課題となっていることから、平成25年に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において策定された「インフラ長寿命化基本計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進します。特に、横断歩行者優先の前提となる横断歩道の道路標識・道路標示が破損、滅失、褪色、摩耗等の理由によりその効果が損なわれないように効果的かつ適切な管理を行います。

イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考え方の下、「ゾーン30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における安全・安心な歩行空間の確保を図ります。

また、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図ります。

ウ 幹線道路対策の推進

幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施します。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、信号機の改良、交差点改良等の対策を実施します。

エ 交通円滑化対策の推進

交通安全に資するため、信号機の改良、交差点の立体化、比較的遮断時間の長い踏切の解消等を推進するほか、駐車対策を実施することにより交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進するとともに、自動車からの二酸化炭素排出の抑止を推進します。

オ ITS^{*}の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

交通管制エリアの拡大を始め、交通管制システムの充実・高度化を図ります。

(ア) 複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を図ります。

(イ) 光ビーコンの整備拡充、交通管制センターの改良等により新交通管理システム(UTMS^{**})を推進するとともに、情報収集・提供環境の拡充等により道路交通情報の提供の充実等を推進し、安全で快適な道路環境の実現を図ります。

* ITS:Intelligent Transport Systems 詳細は、P27参照。

** UTMS : Universal Traffic Management Systems 詳細は、P27参照。

カ 道路交通環境整備への住民参加の促進

地域住民や道路利用者の参加の下に交通安全総点検を積極的に推進するとともに、住民からのご意見箱としての「標識BOX」及び「信号機BOX」、国土交通省で設置する「道の相談室」等を活用して道路交通環境の整備に反映します。

キ 連絡会議等の活用

「福島県道路交通環境安全推進連絡会議」やその下に設置されている「アドバイザーミーティング」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図ります。

(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実

令和2年11月に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）等の一部改正法により、高齢者を中心とする地域住民の移動手段の確保に向け、地方公共団体が中心となって地域公共交通のマスタープラン（地域公共交通計画）を策定した上で、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を図る取組を推進します。

(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化

高齢者や障がい者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等による歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を積極的に推進します。また、バリアフリー化を始めとする安全・安心な歩行空間を整備します。

(7) 無電柱化の推進

歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、新たな無電柱化計画を国や地域で策定し、道路の新設、拡幅等を行う際に同時に同時整備を推進するとともに、電線共同溝の浅層埋設等低コスト手法の導入によるコスト縮減等を図るほか、地上機器の小型化による歩行者の安全性確保などの取組により、本格的な無電柱化を推進します。

(8) 効果的な交通規制の推進

- ア 地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図ります。
- イ 速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から、点検・見直しを進めることに加え、一般道路においては、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引上げ、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進します。
- ウ 駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進します。
- エ 信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押しボタン式信号の改善を行うなど、信号表示の調整等の運用の改善を推進します。
- オ 福島県公安委員会が行う交通規制の情報についてデータベース化を推進し、効果的な交通規制を行います。

(9) 自転車利用環境の総合的整備

- ア 福島県自転車活用推進計画に基づき、歩行者と自転車が分離された車道通行を基本とする自転車通行空間の整備により、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する取組を推進します。また、自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間や自転車と自動車を混在させる区間では、周辺の交通実態等を踏まえ、必要に応じて、駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施します。併せて、自転車専用通行帯をふさぐなど悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐停車車両については、取締りを積極的に実施します。
さらに、自転車を共同で利用するシェアサイクルなどの自転車利用促進策や、ルール・マナーの啓発活動、多様な自転車普及などのソフト施策を積極的に推進します。
- イ 自転車等駐車対策協議会の設置、総合計画の策定を促進するとともに、路外・路上の自転車駐車場等の整備を推進します。
駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図ります。特に、バリアフリー法に基づき、重点整備地区内における道路においては、違法駐車に対する指導取締りの強化、広報啓発活動等により、違法駐車を防止する取組及び自転車駐車場等の整備を重点的に推進します。

(10) I T Sの活用

道路交通の安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムであるITS（高度道路交通システム）を引き続き推進します。

ア 道路交通情報通信システムの整備

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICS^{*}の整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図ります。

また、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン、ETC2.0等のインフラの整備を推進するとともに、インフラから提供される情報を補完するため、リアルタイムの自動車走行履歴（プローブ）情報等の広範な道路交通情報を集約・配信します。

イ 新交通管理システムの推進

最先端の情報通信技術等を用いて交通管理の最適化を図るため、光ビーコンの機能を活用して新交通管理システム（UTMS）の整備を行うことにより高度道路交通システム（ITS）を推進し、安全・円滑かつ快適で環境負荷の低い交通社会の実現を目指します。

ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進

運転者に信号交差点への到達時における信号灯色等に関する情報を事前に提供することで、ゆとりある運転を促す信号情報活用運転支援システム（TSPS）を始めとするUTMSの整備を行うことによりITSを推進します。

エ ETC2.0の展開

事故多発地点、道路上の落下物等の注意喚起等に関する情報を提供することで安全運転を支援します。また、収集した速度データや利用経路・時間データなど、多種多様できめ細かいビッグデータを活用し、渋滞と事故を減らす賢い料金など、道路を賢く使う取組を推進する。

オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進

環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、道路運送事業においてITS技術を活用し、公共交通機関の利用促進を進める。具体的には、公共交通機関優先システム（PTPS）の整備を推進します。

(11) 交通需要マネジメントの推進

ア 公共交通機関利用の促進

道路交通混雑が著しい一部の道路について、バス専用・優先レーンの設定、ハイグレードバス停、パークアンドバスライドやコミュニティバスの導入等バスの

* VICS : Vehicle Information and Communication System

利用促進を図るための施策を推進します。

また、公共交通機関の整備を支援するなど、鉄道、バス等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進することにより、利用を促進し、公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図ります。

さらに、鉄道・バス事業者による運行頻度・運行時間の見直し、乗り継ぎ改善等によるシームレスな公共交通の実現を図ることなどにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、鉄道駅・バス停までのアクセス確保のために、パークアンドライド駐車場、自転車道、自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路、駅前広場等の整備を促進し、交通結節機能を強化します。

イ 貨物自動車利用の効率化

共同配送による貨物自動車の積載効率の向上や、置き配や宅配ボックスの活用による宅配便の再配達削減に資する取組等による物流効率化を推進します。

(12) 災害に備えた道路交通環境の整備

ア 災害に備えた道路の整備

災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図ります。

地震発生時の応急活動を確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進します。

また、豪雨・豪雪時等においても、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進します。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する幹線道路等の整備を推進します。

さらに、地震・津波等の災害発生時に、避難場所等となる「道の駅」について防災拠点として位置づけ、その強化を図ります。

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備及び道路災害の監視システムの開発・導入や交通規制資機材の整備を推進するとともに、信号機電源付加装置の整備を推進します。

ウ 災害発生時における交通規制

災害発時においては、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施します。

あわせて、災害発時における混乱を最小限に抑える観点から、交通量等が一

定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を図ります。

エ 災害発生時における情報提供の充実

地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進し、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の情報提供を実施します。

また、災害発生時には、道路管理者が保有するプローブ情報や民間事業者が保有するプローブ情報から運行実績情報を生成し提供することで災害時における交通情報の提供を推進します。

(13) 総合的な駐車対策の推進

ア きめ細かな駐車規制の推進

地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進します。

イ 違法駐車対策の推進

(ア) 地域の実態に応じた取締り活動ガイドラインによるメリハリを付けた取締りを推進します。また、必要があると認められる場合は、取締り活動ガイドラインの見直し等適切に対応します。

(イ) 運転者の責任を追及できない放置車両について、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を強力に追及します。他方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底します。

ウ 駐車場等の整備

路上における無秩序な駐車を抑制し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、駐車規制及び違法駐車の取締りの推進と併せ、既存駐車場の有効活用を促進するとともに、必要に応じて駐車場の整備を推進します。

エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚

県民への広報・啓発活動を行うとともに、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、住民の理解と協力を得ながら違法駐車排除気運の醸成・高揚を図ります。

オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域の駐車管理構想を見直し、自治会、地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進、地方公

共団体や道路管理者に対する路外駐車場及び共同荷捌きスペースや路上荷捌きスペース整備の働き掛け、違法駐車の取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進します。

(14) 道路交通情報の充実

ア 情報収集・提供体制の充実

光ファイバーネットワーク等の新たな情報技術を活用しつつ、光ビーコン、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図ります。

イ ITSを活用した道路交通情報の高度化

ITSの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の安全と円滑化を推進します。

ウ 適正な道路交通情報提供事業の推進

予測交通情報を提供する事業者の届出制、不正確又は不適切な予測交通情報の提供により道路における交通の危険や混雑を生じさせた事業者に対する是正勧告措置等を規定した道路交通法（昭和35年法律第105号）及び交通情報を提供する際に事業者が遵守すべき事項を定めた交通情報の提供に関する指針（平成14年国家公安委員会告示第12号）に基づき、事業者に対する指導・監督を行い、交通情報提供事業の適正化を図ること等により、民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進します。

エ 分かりやすい道路交通環境の確保

利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進します。

また、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善の推進や英語併記が可能な規制標識の整備の推進等により、国際化の進展への対応に努めます。

(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

ア 道路の使用及び占用の適正化等

(ア) 道路の使用及び占用の適正化

道路の構造を保全し、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導します。

(イ) 不法占用物件の排除等

実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施します。

また、啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図ります。

なお、道路工事調整等を効果的に行うため、図面を基礎として、デジタル地図を活用し、データ処理を行うコンピュータ・マッピング・システムの更なる充実及び活用の拡大を図ります。

(ウ) 道路の掘り返しの規制等

無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整します。さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進します。

イ 休憩施設等の整備の推進

追越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を促進します。

ウ 子供の遊び場等の確保

住区基幹公園、都市基幹公園等の整備を推進します。

また、子供の遊び場等の環境に恵まれない地域又はこれに近接する地域に、優先的に、児童館及び児童遊園を設置するとともに、公立の小学校、中学校及び高等学校の校庭及び体育施設、社会福祉施設の園庭等の開放を促進します。

エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。

オ 地域に応じた安全の確保

積雪寒冷特別地域においては、除雪優先区間の設定や早めの通行止めによる迅速な除雪や凍結防止剤散布の実施、交差点等における消融雪施設等の整備、流雪溝、チェーン着脱場等の整備を推進します。

また、大雪が予想される場合には道路利用者に対し、通行止め、立ち往生車両の有無、広域迂回や出控えの呼びかけなど、道路情報板への表示やラジオ、SNS等様々な手段を活用して幅広く情報提供するとともに、滞留が発生した場合には、滞留者に対して、直接、定期的に、除雪作業や滞留排出の進捗、通行止めの解除の見通し等を情報提供します。

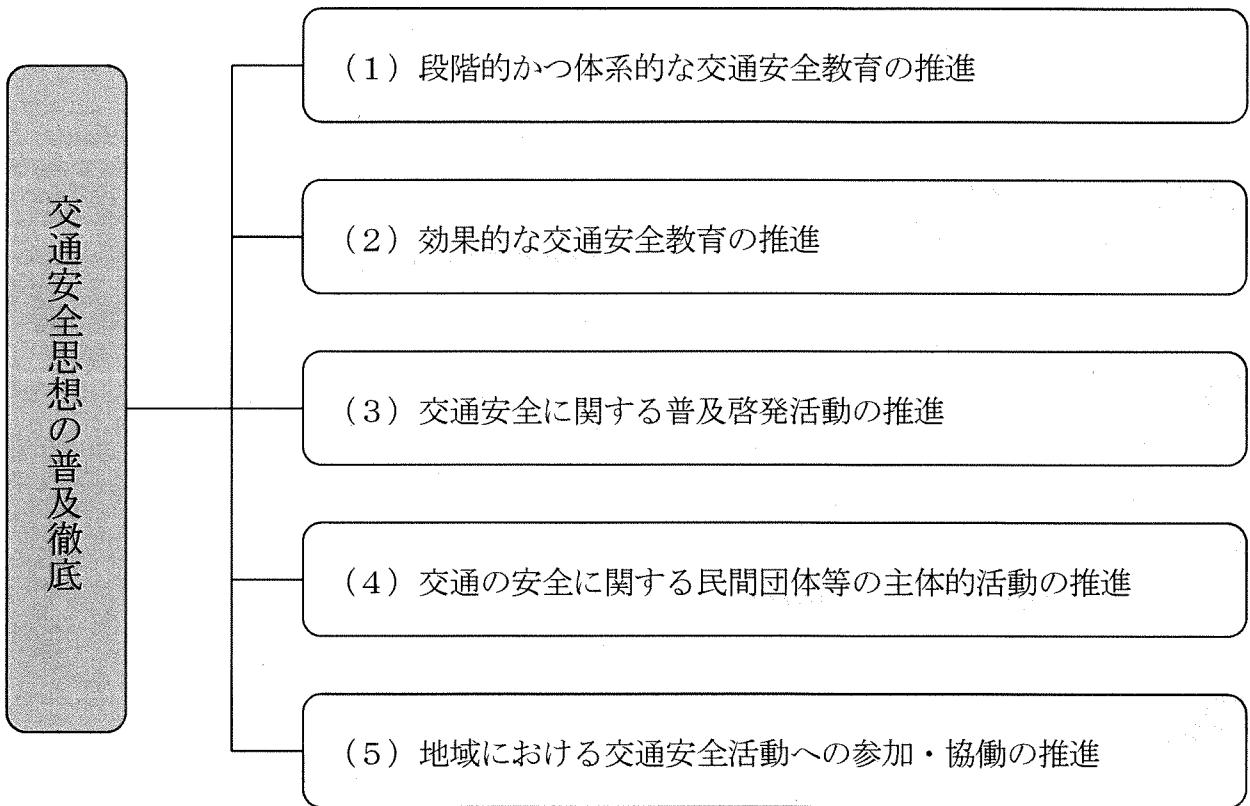
I T Sとは

情報通信技術等を用いて人と車両と道路を結び、交通事故や渋滞などの道路交通問題の解決をはかる新しい交通システム。渋滞情報と連動した高度なナビゲーションシステム（V I C S）や、自動料金収受システム（E T C）など、いくつかの要素技術からなる。

UTMSとは

情報通信技術等を利用して交通信号制御や交通情報提供をしたり、交通規制を適切に運用し、安全、円滑にして人と環境に優しい交通社会の実現に貢献するもの。

2 交通安全思想の普及徹底



(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼稚園・保育所及び認定こども園においては、あらゆる場面をとらえて交通安全教育を行うとともに、関係機関・団体は、幼稚園・保育所等において行われる交通安全教育を支援します。

さらに、交通ボランティアによる通園時の安全な行動の指導等を促進します。

イ 小学生に対する交通安全教育の推進

小学校においては、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施します。

交通安全教育の実施に際しては、関係機関・団体及び地域との連携を図り、各種教育機材を活用した効果的かつ実効性のある活動を展開します。

さらに、交通ボランティアによる通学路における安全な行動の指導等を促進します。

ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学校においては、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施します。

交通安全教育の実施に際しては、関係機関・団体及び地域との連携を図り、各種教育機材を活用した効果的かつ実効性のある活動を展開します。

エ 高校生に対する交通安全教育の推進

高等学校においては、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行います。特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やP T A等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図ります。

交通安全教育の実施に際しては、関係機関・団体及び地域との連携を図り、各種教育機材を活用した効果的かつ実効性のある活動を展開します。

オ 20歳未満の運転免許取得者を含む成人等に対する交通安全教育の推進

成人等に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、運転者の教育を中心として行います。

運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準の一層の向上に努めます。

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目指し、県公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育施設等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行います。

自動車の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活発化に努めます。

カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具の開発、指導体制の充実等に努めるとともに、各種教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進します。特に高齢者は高齢者以外と比較して「横断違反」の割合が高い実態を踏まえ、交通ルールの遵守を促す交通安全教育に努めます。また、関係機関・団体、交通ボランティア、医療機関・福祉施設関係者等と連携し

て、あらゆる機会を活用して交通安全意識の浸透を図ります。特に、運転免許を持たないなど、交通安全教育を受ける機会のなかつた高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により、高齢者の移動の安全が地域ぐるみで行われるように努めます。この場合、高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、反射材用品の活用等交通安全用品の普及にも努めます。

また、高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習の内容の充実に努めるほか、関係機関・団体、自動車教習所等と連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに、その自発的な受講の促進に努めます。

電動車いすを利用する高齢者に対しては、電動車いすの製造メーカー等で組織される団体等と連携して、購入時の指導・助言を徹底するとともに、安全利用に向けた交通安全教育の促進に努めます。

さらに、高齢者が安全運転サポート車等に搭載される先進技術を体験できる機会を設けるよう努めます。

キ 障がい者に対する交通安全教育の推進

交通安全のために必要な技術及び知識の習得のため、手話通訳員の配置、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を開催するなど障がいの程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進します。

さらに、自立歩行できない障がい者に対しては、介護者、交通ボランティア等の障がい者に付き添う者を対象とした講習会等を開催します。

ク 外国人に対する交通安全教育の推進

定住外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育に努めるとともに、増加が見込まれる訪日外国人に対しても、外客誘致等に係る関係機関・団体と連携し、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進します。

(2) 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用します。

交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進します。

また、受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、シミュレーター等の教育機材等の充実及び映像記録型ドライブレコーダーによって得られた事故等の情報を活用するなど効果的な教育手法の開発・導入に

努めます。

さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育ができるよう努めます。

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民運動として県交通対策協議会を始め、関係機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

さらに、交通安全運動の運動重点は、時節や交通情勢を反映した事項を設定するとともに、県内の実情に即した効果的な交通安全運動を実施します。

イ 横断歩行者の安全確保

信号機のない横断歩道での死亡事故は、自動車の横断歩道手前での減速が不十分な者が多いため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進します。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。さらに、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等を推進します。

ウ 自転車の安全利用の推進

自転車乗用中の交通事故防止や自転車の安全利用を促進するため、「福島県自転車安全利用五則」(福島県交通対策協議会決定)により、自転車の通行ルールとマナーについての周知・徹底を図ります。

特に、自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を使用して安全な運転に必要な音が聞こえない状態での乗車の危険性等についての周知・徹底を図ります。

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、関係事業者の協力を得つつ、自転車の点検整備や加害者になった場合への備えとして損害賠償責任保険等への加入を促進します。

また、自転車運転者講習制度を適切に運用し、自転車利用者のルールに対する遵法意識を醸成します。

幼児・児童の自転車用ヘルメットについて、あらゆる機会を通じて保護者等に対し、被害軽減効果についての理解促進に努め、着用の推進を図るほか、全ての年齢層の自転車利用者に対してもヘルメットの着用を奨励します。

このほか、自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛け、自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等を推進します。

エ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

後部座席のシートベルト非着用時の致死率は、着用時と比較して格段に高くなるため、関係機関・団体等との協力の下、衝突実験映像やシートベルトコンビンサーを用いた着用効果が期待できる参加・体験型の交通安全教育を推進するほか、あらゆる機会・媒体を通じて着用徹底の啓発活動等を展開します。

オ チャイルドシートの正しい使用の徹底

幼稚園・保育所等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図ります。

なお、6歳以上であっても、シートベルトを適切に着用させることができない子供にはチャイルドシートを使用させることについて、広報啓発に努めます。

カ 反射材用品の普及促進

夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発、利用促進のための交通安全教育を推進します。

反射材用品等は、全年齢層を対象として普及を図る必要がありますが、歩行中に交通事故で亡くなられた方のうち、夜間に事故に遭う割合が高い高齢者に対しては、特にその普及の促進を図ります。

キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発やアルコールチェックを活用した運行前検査の励行に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない」という県民の規範意識の確立を図ります。

また、飲酒運転した者について、アルコール依存症が疑われる場合に、地域の実情に応じ、運転者やその家族が相談、指導及び支援等を受けられるよう、関係機関・団体が連携した取組の推進に努めます。

ク 効果的な広報の実施

テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用して、効果的な広報に努めます。

(ア) 家庭、学校、職場、地域等と一体となったキャンペーンや、各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に実施します。

(イ) 家庭向け広報媒体の積極的な活用、町内会等を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努めます。

(ウ) 民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、県及び市町村は、交通の安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行います。

ケ その他の普及啓発活動の推進

(ア) 高齢者の交通事故防止に関する国民の意識を高めるため、高齢者の歩行中や自転車運転中の事故実態の広報を積極的に行います。また、高齢者に対する高齢運転者標識の表示の促進を図るとともに、他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させ高齢者マークを取り付けた自動車の保護意識を高めるように努めます。

(イ) 夜間の重大事故防止の課題となっている最高速度違反、飲酒運転、歩行者の横断違反等による事故実態・危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図ります。

また、交通情報板等を活用するなどして自動車及び自転車の前照灯の早期点灯、ハイビームのこまめな切り替えや歩行者等の反射材用品等の着用を促進します。

(ウ) 二輪車運転者の被害軽減を図るため、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、胸部等保護の重要性について理解増進に努めます。

(エ) 乗用型トラクターの事故を防止するため、作業機を装着・けん引した状態で公道を走行する際の灯火器等の設置、キャビン・フレームの装備、シートベルトの着用等について周知を図ります。

(オ) インターネット等を通じて事故データ及び事故地点に関する情報の提供に努めます。

(カ) 衝突被害軽減ブレーキや自動運転等の先進技術について、ユーザーが過信することなく使用してもらえるような情報を始め、自動車アセスメント情報や、安全装置の有効性、ドライブレコーダーの普及啓発、自動車の正しい使い方、点検整備の方法に係る情報、交通事故の概況等の情報を総合的な安全情報として取りまとめ、自動車ユーザー、自動車運送事業者等に適時適切に届け、交通安全に関する意識を高めます。

(キ) 交通安全に取り組む学識経験者、有識者等による、研究発表や成果発表、討議等を通じて、交通事故防止について考える機会を設けて、県民の交通安全に関する意識を高めます。

(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進します。

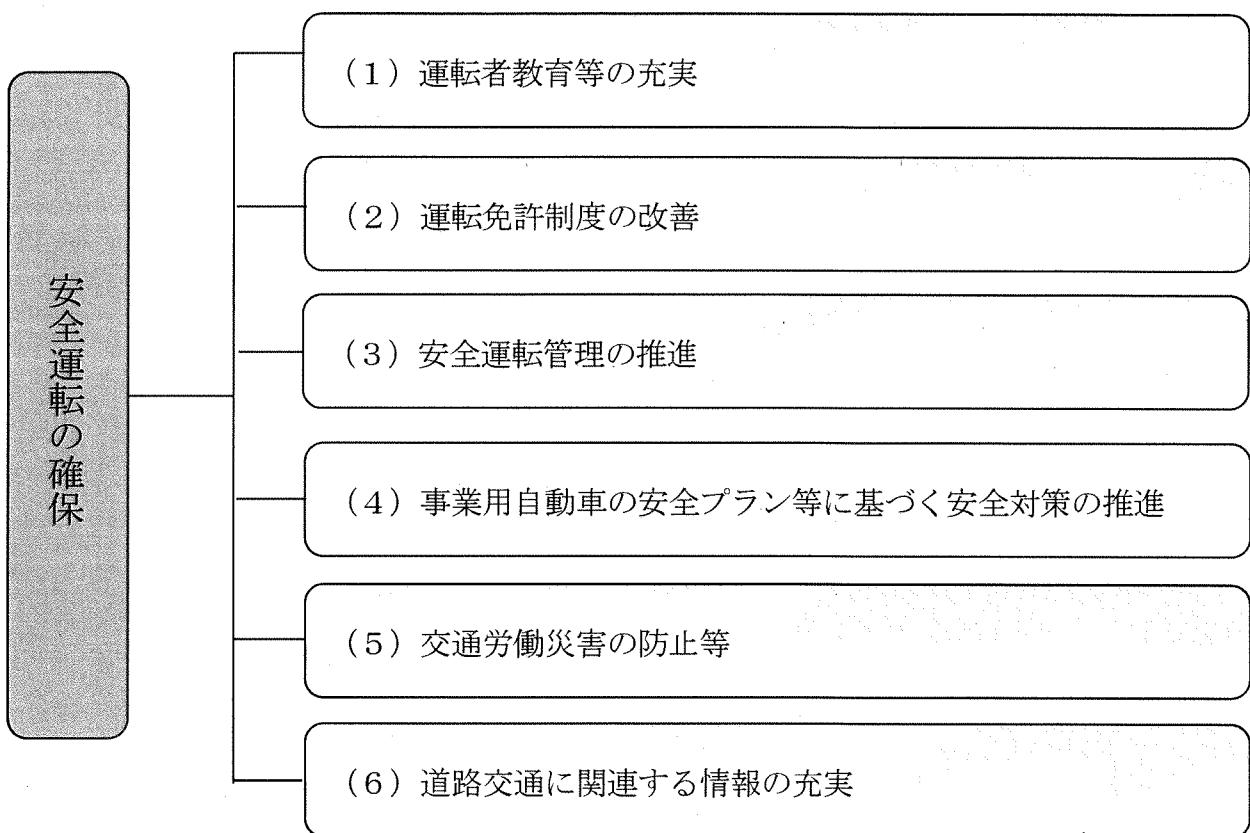
また、交通ボランティア等の高齢化が進展する中、交通安全の取組を着実に次世

代につないでいくよう幅広い年代の参画に努めます。

(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進め、地域住民等の意見を交通安全の取組に積極的にフィードバックするよう努めます。

3 安全運転の確保



(1) 運転者教育等の充実

ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

(ア) 自動車教習所における教習の充実

自動車教習所の教習に関し、教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び技法の充実を図り、教習水準を高めます。

(イ) 取得時講習の充実

免許を取得しようとする者に対する取得時講習について、法定講習として定められた内容のほか、県内の交通事故実態等の分析結果を取り入れるなど講習内容の充実に努めます。

イ 運転者に対する再教育等の充実

運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化並びに講習内容及び講習方法

の充実に努めます。

特に、飲酒運転を防止する観点から、飲酒取消講習の確実な実施や飲酒学級の充実に努めます。

自動車教習所については、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努めます。

ウ 妨害運転等の悪質危険な運転手に対する処分者講習での再教育

運転適性検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別的指導等を実施し、悪質・危険な運転特性の矯正を図ります。

エ 二輪車安全運転対策の推進

取得時講習のほか、二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の推進に努めます。また、指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実強化に努めます。

オ 高齢運転者対策の充実

(ア) 高齢者に対する教育の充実

高齢者講習の効果的実施に努め、特に、高齢者講習の実車指導においては、運転技能に着目したきめ細かな講習を実施するとともに、より効果的な教育に努めます。

(イ) 臨時適性検査等の確実な実施

認知機能検査、安全運転相談等の機会を通じて、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、臨時適性検査等の確実な実施により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消し等の行政処分を行います。

また、認知症に関する専門医の協力を得て、適時適性検査等の適正な実施に努めます。

(ウ) 改正道路交通法の円滑な施行

75歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査制度の導入及び申請により対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの限定条件付き免許制度の導入等を内容とする道路交通法の一部改正に伴い、改正法の適正かつ円滑な施行に向けて準備を進めるとともに、施行後のこれらの制度の適切な運用を推進します。

(エ) 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を図ります。

(オ) 高齢運転者支援の推進

自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関が連携し、運転経歴証明書制度の周知、運転免許証を自主返納した者に対する公共交通機関の割引運賃等の支援措置の充実、県や

市町村による持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の整備・拡充に努めます。

カ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底
後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用及び二輪乗車時におけるヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シートベルト、チャイルドシート及びヘルメット着用義務違反に対する街頭での交通指導取締りを推進します。

キ 自動車安全運転センターの業務の充実

自動車安全運転センター安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用し、高度の運転技能と専門的知識を必要とする安全運転指導者や職業運転者、青少年運転者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図るとともに、通知、証明及び調査研究業務等の一層の充実を図ります。

ク 自動車運転代行業の指導育成等

自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施します。

ケ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

自動車運送事業等の安全を確保するため、事業者に対し、高齢運転者等に受診させるよう義務付けるとともに、受診の環境を整えるため、適性診断実施の認定基準を明確化したところであり、引き続き、適性診断の実施者への民間参入を促進します。

コ 危険な運転者の早期排除

行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努めるなど、危険な運転者の早期排除を図ります。

(2) 運転免許制度の改善

交通事故の傾向等、最近の交通情勢を踏まえ、運転免許試験については、現実の交通環境における能力の有無を的確に判定するものとなっているかについて検証を行い、必要に応じ改善を図ります。

また、県民の立場に立った運転免許業務を行うため、手続の簡素化の推進により更新負担の軽減を図ったり、交通事故被害者等の心情に沿った対応を行うとともに、高齢者講習については、自動車教習所等と連携して、受講者の受入体制の拡充を図ります。

さらに、運転免許試験場における障がい者等のための設備・資機材の整備及び運転適性相談活動の充実を図ります。

(3) 安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する講習の充実等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導します。

また、安全運転管理者等による若年運転者対策及び貨物自動車の安全対策の一層の充実を図るとともに、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図ります。

さらに、事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度を十分活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図ります。

事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等（以下「ドライブレコーダー等」という。）の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに、ドライブレコーダー等によって得られた映像を元に、身近な道路に潜む危険や、日頃の運転行動の問題点等の自覚を促す交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図ります。

(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立

事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き行います。また、運輸安全マネジメント評価を通じて、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全に係る取組及びコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認します。

また、事業者の安全意識の向上を図るため、メールマガジン「事業用自動車安全通信」や「自動車総合安全情報」ホームページにより、事業者に事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報を引き続き提供するとともに、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティング実施に対して支援するなど、社内での安全教育の充実を図ります。

イ 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導するとともに、常習飲酒者を始めとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール

指導員の普及促進を図り、事業者における飲酒運転ゼロを目指します。

また、薬物使用による運行の絶無に向け啓発を続けます。

さらに、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な事故にもつながる「あおり運転」といった迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう事業者に対し指導を行います。

ウ ICT・自動車運転等新技術の普及推進

事業者による事故防止の取組を推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等のASV^{*}装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努めます。

また、自動車や車載機器等の通信システムにより取得した運転情報や、車両と車載機器、ヘルスケア機器等を連携させた総合的データを活用したシステムの普及を図り、更なる事故の削減を目指します。

さらに、運行管理に利用可能なICT技術を活用することにより、働き方改革の実現に加え、運行管理の質の向上を図るため、普及を促進します。

エ 超高齢化社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故防止対策

事業用自動車の運転者の高齢化、及び高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに、乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を実施します。

オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎や運転者の年齢、健康状態等の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、運転者に対する指導・監督マニュアルの策定や、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施します。さらに、平成28年に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策が取りまとめられたところ、乗客の死傷事故防止を図るためにフォローアップを行いながら対策を推進します。

カ 運転者の健康起因事故防止対策の推進

運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患、大血管疾患等の主要な疾患について、対策ガイドラインの周知徹底を図り、スクリーニング検査の普及を促進します。

キ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

労働基準法等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者

* ASV : Advanced Safety Vehicle (先進安全自動車)

等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては、厳格化された基準に基づき厳正な処分を行います。

関係行政機関との連携として、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度の活用により、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図ります。

また、事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止、運行の安全を確保するための指導の徹底を図ります。

以上のような取組を確実に実施するため、監査体制の充実・強化を重点的に実施します。

ク 自動車運送事業安全性評価事業の促進等

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようになるとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク事業）を促進します。

また、県や市町村及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努めます。

さらに、貸切バス事業者安全性評価認定実施機関において、貸切バス事業者の安全性や安全確保に向けた取組状況を評価し、認定・公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくなる「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を推進し、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識向上や取組促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に努めます。

（5）交通労働災害の防止等

ア 交通労働災害の防止

交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を行うことにより、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する教育、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を促進します。

また、これらの対策が効果的に実施されるよう関係団体と連携して、事業場における交通労働災害防止担当管理者の選任、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく同管理者及び自動車運転業務従事者に対する教育の実施を推進するとともに、事業場に対する個別指導等を実施します。

イ 運転者の労働条件の適正化等

労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の履行を確保するための監督指導を実施します。

また、関係行政機関において相互の連絡会議の開催及び監査・監督結果の相互通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じ合同による監査・監督を実施します。

(6) 道路交通に関する情報の充実

ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等

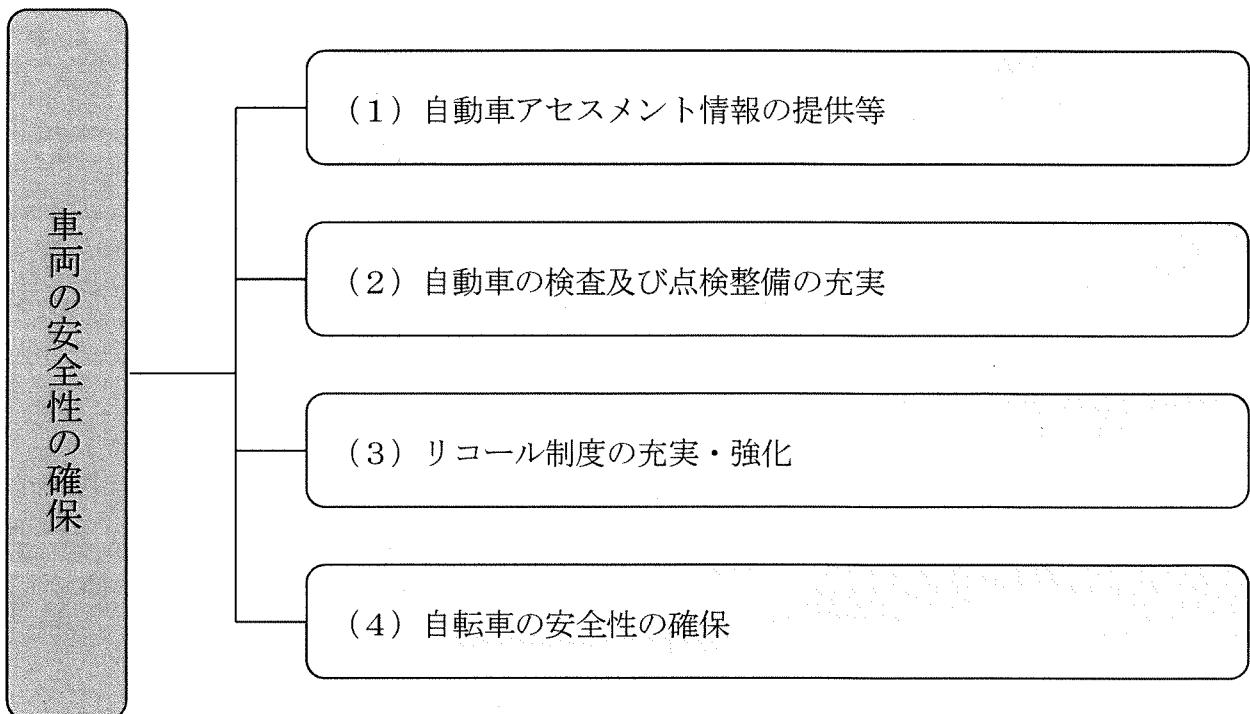
イエローカード（危険有害物質の性状、事故発生時の応急措置、緊急通報・連絡先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化します。

イ 気象情報等の充実

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努めます。また、道路の降雪状況や路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進します。

さらに、気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有やＩＣＴを活用した観測・監視体制の強化を図ります。このほか、広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努めます。

4 車両の安全性の確保



(1) 自動車アセスメント情報の提供等

自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車使用者に定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進します。

また、自動車アセスメント事業及び先端技術に対する過信・誤解を防止するための情報の公表により、ASV技術等の自動車の安全に関する先進技術の県民の理解促進を図ります。これらにより、自動車使用者の選択を通じて、より安全な自動車の普及拡大を促進します。

特に、ペダルの踏み間違いなど運転操作ミス等に起因する高齢運転者による事故が発生していることや、高齢化の進展により運転者の高齢化が今後も加速していくことを踏まえ、高齢運転者が自ら運転をする場合の安全対策として、安全運転サポート車の普及促進等の車両安全対策を推進します。

(2) 自動車の検査及び点検整備の充実

ア 自動車の検査の充実

近年急速に普及している衝突被害軽減ブレーキ等の先進技術の機能維持を図る

ために、現在の外観確認やブレーキテスタ等の測定器を中心とした検査に加え、車両に搭載された車載式故障診断装置に記録された不具合の情報を読み取ることによる機能確認を実施するなど、自動車検査の高度化を図ります。また、独立行政法人自動車技術総合機構と連携し、これらの検査が指定自動車整備事業者等において確実に行われるよう努めます。また、不正改造を防止するため、適宜、自動車使用者の立入検査を行うとともに、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進します。

指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化します。

さらに、軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協会における検査の効率化を図るとともに、検査体制の充実強化を図ります。

イ 型式指定制度の充実

車両の構造に起因する事故の発生を防止するため、型式指定制度により新型自動車の安全性の審査体制の充実を図ります。

ウ 自動車点検整備の充実

(ア) 自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に全県的に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進します。

また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進します。

なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図ります。

(イ) 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を全県的に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化します。

また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その的確な運用に努めます。

(ウ) 自動車特定整備事業の適正化及び生産性向上

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車特定整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含

め、その実施の推進を指導します。

また、自動車分解整備事業者における経営管理の改善や生産性向上等への支援を推進します。

(エ) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化等の車社会の環境変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれからの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリング等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業の環境整備・技術の高度化を推進します。

また、整備主任者を対象とした新技術に対応した研修等の実施により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進します。

(オ) ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、依然としてペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行います。

(3) リコール制度の充実・強化

自動車製作者の垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールをより迅速かつ着実に実施するため、自動車製作者等からの情報収集体制の強化を図るとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行います。

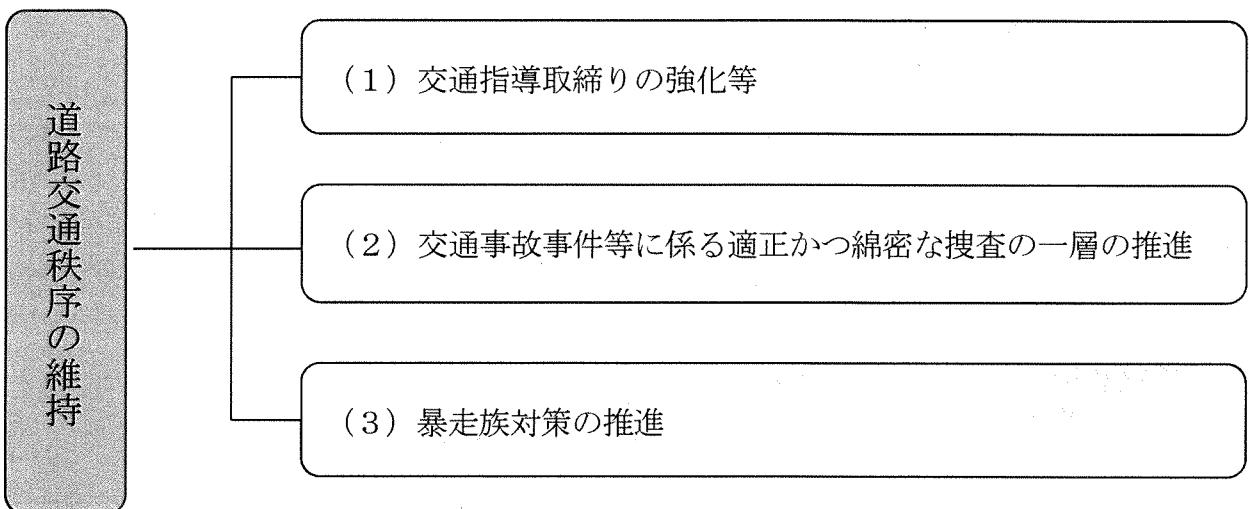
また、ユーザーの目線に立った、リコール実施のために自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図ります。

(4) 自転車の安全性の確保

自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、近年、自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を推進します。

また、薄暮時間帯から夜間における自転車事故の防止を図るため、灯火点灯の徹底と反射材用品等の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図ります。

5 道路交通秩序の維持



(1) 交通指導取締りの強化等

ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進します。その際、地域の交通事故実態や違反等に関する地域特性等を十分考慮します。

(ア) 交通事故抑止に資する指導取締りの推進

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、妨害運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、県民からの取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

特に、飲酒運転及び無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者に対する捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転及び無免許運転の根絶に向けた取組を推進します。また、引き続き、子供、高齢者、障がい者の保護の観点に立った交通指導取締りを推進します。

さらに、地理的情報等に基づく交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について、交通事故の発生実態等を分析し、その結果を取り組み計画の見直しに反映させる、いわゆるP D C Aサイクルをより一層機能させます。加えて、取締り場所の確保が困難な生活道路や警察官の配置が困難な時間帯においても速度取締りが行えるよう、可搬式速度違反自動取締装置を効果的に活

用するとともに、交通反則切符自動作成機の導入に向けた検討を進めるなど、より効果的な取締りを行うための資機材の研究開発及び整備に努めます。

(イ) 背後責任の追及

事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処分等を行うことにより、この種の違反の防止を図ります。

(ウ) 自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対する検挙措置を推進します。

イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等

重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図ります。

また、高速自動車国道等における速度超過の取締りは常に危険を伴うため、受傷事故防止等の観点から、自動速度違反取締装置等の取締り機器の積極的かつ効果的な活用を推進します。

(2) 交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進

ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条又は第3条（危険運転致死傷罪）の立件も視野に入れた捜査の徹底を図ります。

イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化

交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努めます。

ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

3Dレーザースキャナやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進します。

(3) 暴走族対策の推進

ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

「福島県暴走族根絶条例」の適正な運用を図るとともに、市町村に対しても暴走族根絶の取組を呼び掛けます。

また、関係団体等との連携の下に、暴走族の解体、暴走族への加入阻止、暴走族からの離脱等の支援指導を徹底するとともに、青少年育成団体等との連携を図るなど、青少年の健全育成を図る観点から施策を推進します。

イ 暴走行為阻止のための環境整備

暴走族等をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進します。

ウ 暴走族に対する指導取締りの強化

共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行うなど、指導取締りを強化します。

また、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、街頭検査において不法改造車両の取締りを行うとともに、不正改造車両等の押収のほか、司法当局に没収（没取）措置を働き掛けるなど暴走族と車両の分離を図り、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行います。

エ 暴走族関係事犯者の再犯防止

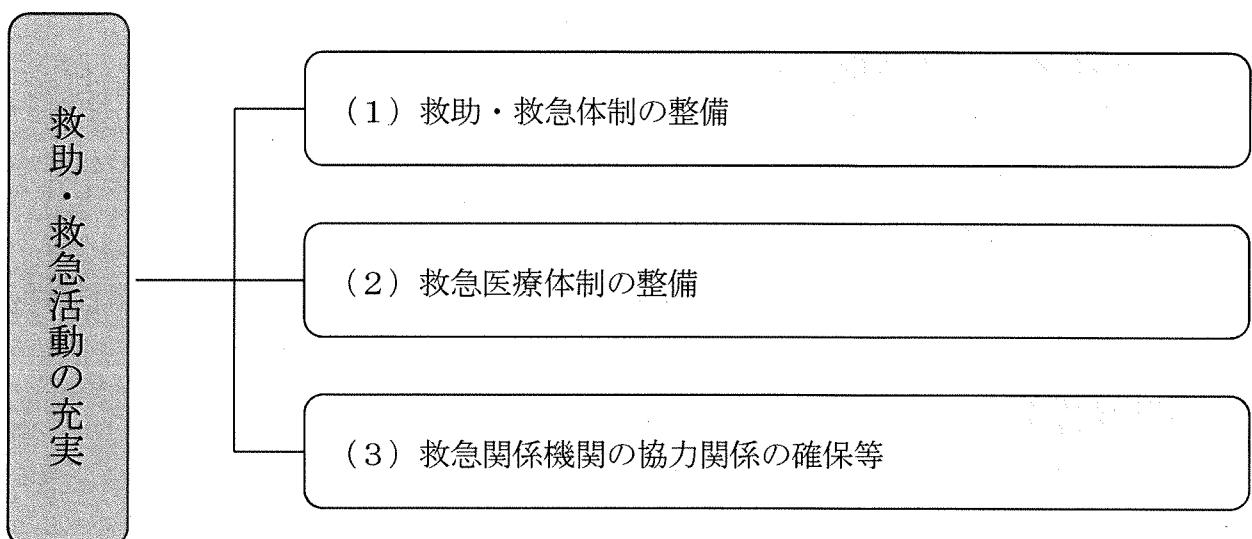
グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努めます。

また、県暴走族根絶対策会議及び各地区の暴走族根絶地区ネットワークのもとに、関係機関団体が連携し、全県的に暴走族の根絶に取り組みます。

オ 車両の不正改造の防止

「不正改造車を排除する運動」等を通じ、全国的な広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行います。

6 救助・救急活動の充実



(1) 救助・救急体制の整備

ア 救助体制の整備・拡充

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対応するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を期します。

イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と医療機関等の連携による救助・救急体制の充実を図ります。

ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

自動体外式除細動器（AED^{*}）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動を推進します。

業務用自動車を中心に応急手當に用いるゴム手袋、止血帯、包帯等の救急用具の搭載を推進します。

学校においては、教職員対象の心肺蘇生法（AEDの使用を含む）の実習や各種講習会の開催により教員の指導力・実践力の向上を図るとともに、中学校、高等学校の保健体育において止血法や包帯法、心肺蘇生法等の応急手当（AEDの使用を含む）について指導の充実を図ります。

エ 救急救命士の養成・配置等の促進

*AED : Automated External Defibrillator

プレホスピタルケア(救急現場及び搬送途上における応急処置)の充実のため、消防機関において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与及び輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進します。また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を保障するメディカルコントロール体制の充実を図ります。

オ 救助・救急用資機材の整備の充実

救助工作車、救助資機材の整備を充実させるとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進します。

さらに、救急医療機関等へのアクセスを改善するため、高速自動車国道における緊急開口部の整備を推進します。

カ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進

ドクターヘリとの相互補完体制を含めて、救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進します。

キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、継続的な教育訓練を推進します。

ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

関係市町村等と、高速道路株式会社の連携を強化するとともに、高速道路株式会社が自主救急実施区間外のインターチェンジ所在市町村等に財政措置を講じ、当該市町村等においても、救急業務実施体制の整備を促進します。

また、高速道路株式会社及び関係市町村は、救急業務に必要な施設等の整備、従業者に対する教育訓練の実施等を推進します。

ケ 緊急通報システム・事故自動通報システムの整備

交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期かつ的確な救出及び事故処理の迅速化のため、人工衛星を利用して位置を測定するG P S技術や、その位置を地図表示させる技術、重症度合の判定に資する技術等を活用し、自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じてその発生場所の位置情報や事故情報を消防・警察等の通信指令室の地図画面に表示できるよう自動通報することなどにより緊急車両等の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム(HELP[※])や事故自動通報システム(ACN[※])の格段の普及と高度化を図るために必要な環境を整備します。

* HELP : Help system for Emergency Life saving and Public safety

* ACN : Automatic Collision Notification

(2) 救急医療体制の整備

ア 救急医療機関等の整備

休日夜間急患センターの設置等、初期救急医療機関の整備を推進します。また、初期救急医療体制では応じきれない入院を要する救急患者の診療体制を確保するため、救急医療体制の圏域を設定し、地域内の医療施設の実情に応じて第二次救急医療体制の整備を図るとともに、第三次救急医療体制として、重篤及び複数科にまたがる重篤な救急患者への診察機能を有する24時間体制の救命救急センターの整備を進め、その質の向上を図ります。

さらに、救急医療施設の情報を収集し、救急医療情報を提供することにより、これらの体制が有効に運用されるよう調整を行う総合医療情報センターの充実を図ります。

イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等

医師の卒前教育や臨床研修において、救急医療に関する教育・研修の充実に努めます。また、救命救急センター等で救急医療を担当している医師に対しても、地域における救急患者の救命率をより向上させるための研修を行い、救急医療従事者の確保とその資質の向上を図ります。

看護師についても、救急時に的確に医師を補助できるよう養成課程において救急医療に関する教育の充実に努めるとともに、新人研修における救急医療研修の充実に努め、救急医療を担当する看護師の確保を図ります。

さらに、病院内外での救急活動を充実させる観点から、外傷の標準的初期対応能力の向上に関する研修を推進します。

ウ ドクターへリ事業の推進

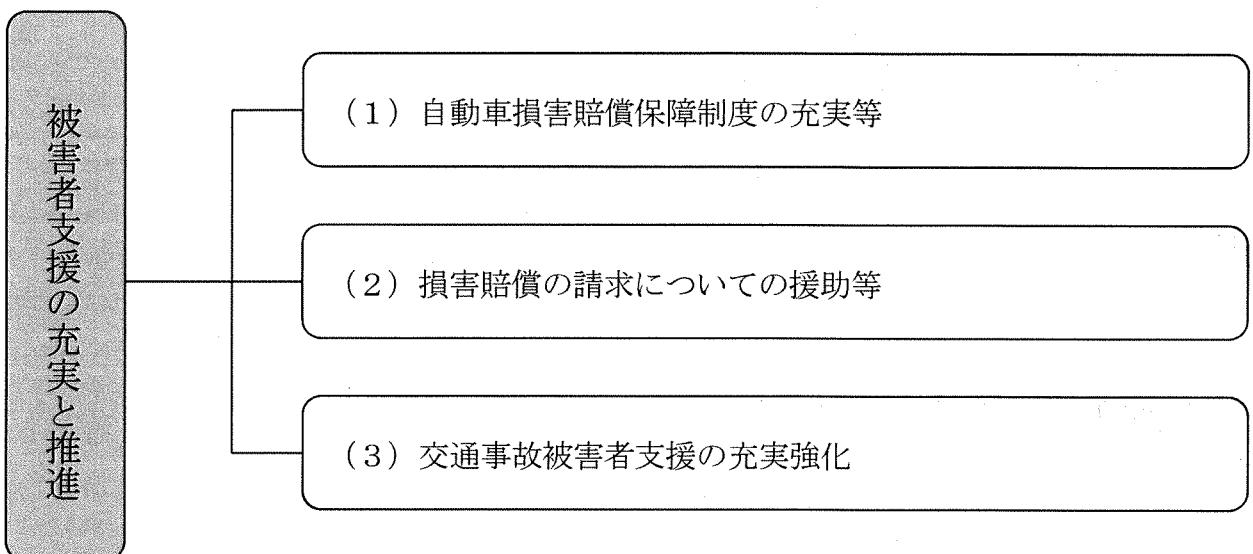
交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため、医師等が同乗し救命医療を行いながら搬送できるドクターへリの積極的な活用を推進します。

(3) 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を促進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図ります。

また、医師の判断を直接救急現場に届けられるようにするため、救急自動車に設置した自動車電話又は携帯電話により医師と直接交信するシステム(ホットライン)や、患者の容態に関するデータを医療機関へ送信する装置等を活用するなど、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進します。

7 被害者支援の充実と推進



(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等

ア 自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進

被害者に対する適切な情報提供の徹底に係る保険会社（組合）への指導等及び指定紛争処理機関の保険（共済）金支払に係る紛争の調停等により保険（共済）金の支払の適正化を推進します。

イ 無保険（無共済）車両対策の徹底

自動車損害賠償責任保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底します。

ウ 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等

被害者救済等の充実に資するよう、制度の改善及び安定供給の確保に向けて引き続き指導を行います。

(2) 損害賠償の請求についての援助等

ア 交通事故相談活動の推進

（ア）円滑かつ適正な相談活動を推進するため、県政相談コーナーでの交通事故相談や、巡回相談の実施等相談業務の充実を図るとともに、市町村や関係機関との連携を図ります。

（イ）交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに、相談内

容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて、相談員の資質の向上を図ります。

(ウ) ホームページや広報誌等の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供します。

(エ) 自動車事故被害者が弁護士による自動車事故に関する法律相談・示談あつ旋等を無償で受けられるよう、日弁連交通事故相談センターにおける体制の充実を図ります。

イ 損害賠償請求の援助活動等の強化

警察においては、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進します。

また、日本司法支援センター、交通事故紛争処理センター、交通安全活動推進センター、法律扶助協会及び日弁連交通事故相談センターにおける交通事故の損害賠償請求についての相談及び援助に関する業務の充実を図ります。

(3) 交通事故被害者支援の充実強化

ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

公益財団法人福島県交通遺児奨学基金協会が行う交通遺児等に対する各種支援事業の推進を図るとともに、交通安全意識の一層の高揚を図ります。

イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察署の交通相談係、交通安全活動推進センター、検察庁の被害者支援員等により推進するとともに、関係機関相互の連携を図り、さらに、民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図ります。

警察においては、交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「被害者の手引」を作成し、活用します。特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図ります。また、死亡事故等の被害者等からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図ります。

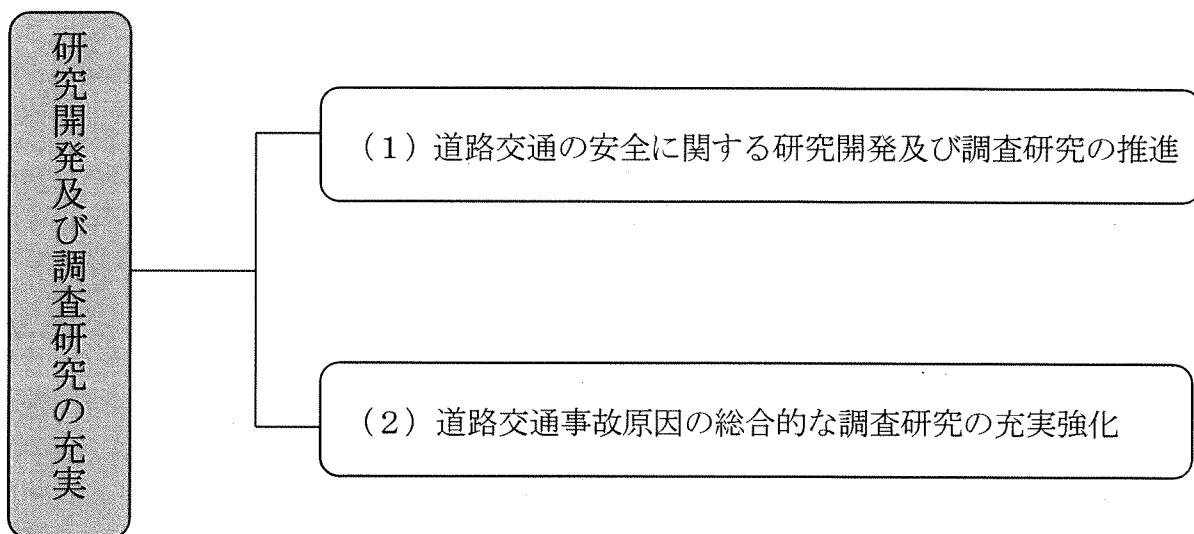
さらに、県警察本部の交通捜査担当課に設置した被害者連絡調整官等が、各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなどして組織的な対応を図るとともに、職員に対し交通事故被害者等の心情に配意した対応について徹底を図ります。

ウ 公共交通事故被害者への支援

公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省が設置した公共交通事故被害者支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができ

るまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を担うこととしています。引き続き、関係者からの助言を頂きながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていきます。

8 研究開発及び調査研究の充実



(1) 道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進

交通事故の発生要因が複雑化、多様化していること等を踏まえ、人・道路及び車両それぞれの分野における研究開発及び調査研究を計画的に推進します。

ア 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進

道路を利用する高齢者及び高齢運転者の交通行動特性を踏まえた効果的な交通事故防止対策の立案に関する研究を推進します。

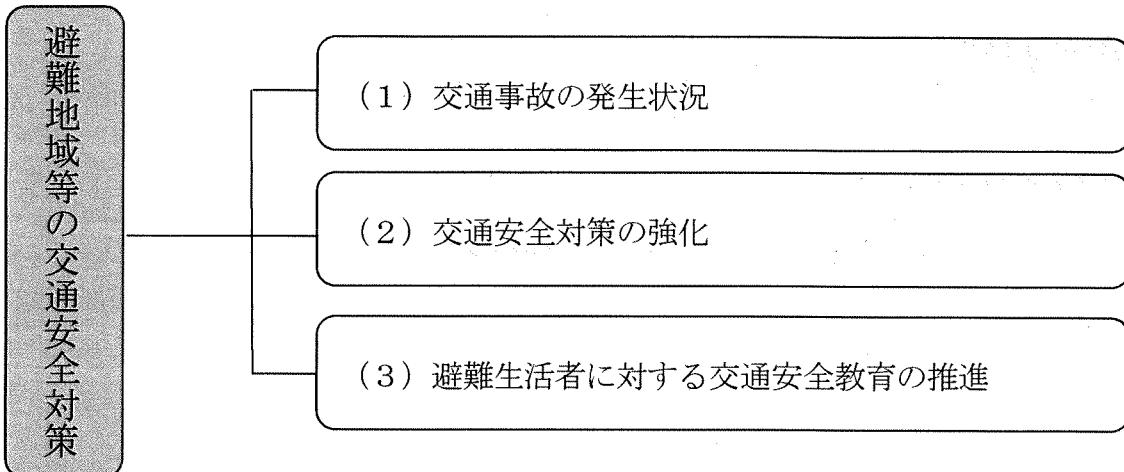
イ 交通事故に関する分析の長期的予測の充実

交通事故に関して統計学的な見地から分析を行い、交通事故の発生に関する傾向や特徴について、長期的な予測の充実を図ります。

(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

交通事故の実態を的確に把握し、更なる交通事故死傷者数の削減に向けた効果的かつ詳細な交通安全対策を行うため、人、道路及び車両について総合的な観点からの事故分析を行います。具体的には、福島県道路環境整備技術調査委員会による緊急対策事業によって、県内の交通危険箇所等の交通問題を取り上げ、実地踏査、調査研究を行い、事故削減に向けた効果的かつ総合的な施策の展開を図ります。

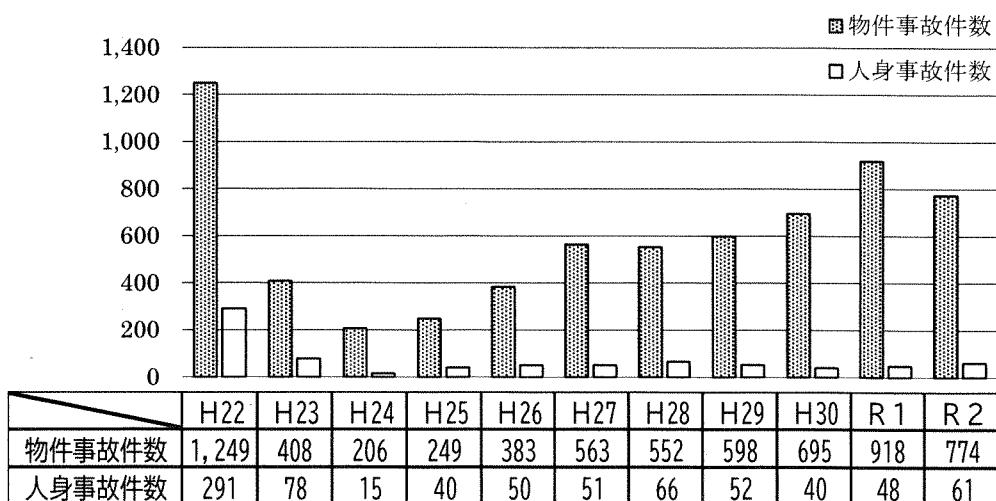
9 避難地域等の交通安全対策



(1) 交通事故の発生状況

東日本大震災の発生から10年が経過し、これまでJR常磐線や常磐自動車道の全線開通等、福島県は復興へとその歩みを着実に進めています。近年では、令和2年7月17日に国道6号から県道広野小高線までの（2.1kmの区間）県道長塚請戸浪江線が、復興シンボル軸として供用が開始され、令和2年12月10日には、県道35号東側の国道288号が開通したことにより同線の全線開通、そして、令和3年4月24日には、「復興支援道路」として国が整備を続けてきた東北中央自動車道「相馬福島道路」が全線開通し、常磐道と東北道が直結される高速交通網が誕生する等、交通情勢の変化はめざましく、福島県は復興から創生へと加速しています。このような中、高速道路、一般道とも交通流は日々変化しており、交通事故の発生件数も増加傾向にあります。

【双葉警察署管内の交通事故発生状況（概数）】



(2) 交通安全対策の強化

ア 国道6号及び県道広野停車場線外と県道いわき浪江線対策

国道6号は年々交通量が増大し、渋滞を避けて県道広野停車場線外や県道いわき浪江線に迂回する車両が多いことから、交通指導取締りを重点的に行うほか、速度規制や安全対策の見直しを行い、交通事故防止対策を強化します。

イ 常磐自動車道及び相馬福島道路における対策

高速道路における交通事故防止については、東日本高速道路株式会社等との協議により安全対策を検討していきます。

また、復旧・復興工事や中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入に伴い通行量の増大している大型車両の走行については、引き続きトラック協会などの関係団体に対し協力を要請するなどの対策を講じます。

ウ 県道井手長塚線・県道長塚請戸浪江線対策

シンボル軸として整備が進められる同路線は、開通した地域に復興祈念公園、東日本大震災・原子力災害伝承館、中野地区復興産業拠点が整備されており、交通量の増加が見込まれることから、適切な新規交通規制を実施し、交通事故の抑止を図ります。

エ 今後の対策

今後、復興創生に向け、避難指示区域を含めた相双方部の全般的な交通量の増加が予想されることから、上記以外の路線も含め、交通状況変化に応じた適切な交通安全対策を図ります。

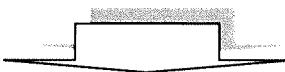
(3) 避難生活者に対する交通安全教育の推進

県内各地の復興公営住宅等において、交通安全教室の開催や戸別訪問などにより、効果的な交通安全教育に努めます。

第2章 鉄道交通及び踏切道における交通の安全

基本理念：鉄道事故・踏切事故のない社会を目指して

- 人やものを大量に高速に、かつ定時に輸送できる鉄道は、県民生活に欠くことのできない交通手段です。このため、県民が安心して利用できる、一層安全な鉄道輸送を目指します。



1. 鉄道交通・踏切道における交通の安全についての目標

- 乗客の死者数ゼロを目指す。
- 踏切事故件数ゼロを目指す。



2. 鉄道交通・踏切道における交通の安全対策

<鉄道交通>

- ① 鉄道交通環境の整備
- ② 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ③ 鉄道の安全な運行の確保
- ④ 鉄道車両の安全性の確保
- ⑤ 救助・救急活動の充実
- ⑥ 被害者支援の推進

<踏切道交通>

- ① 踏切道の立体交差化、構造の改良の促進及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- ② 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ③ 踏切道の統廃合の促進
- ④ その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

第1節 鉄道交通及び踏切道における交通の安全についての目標

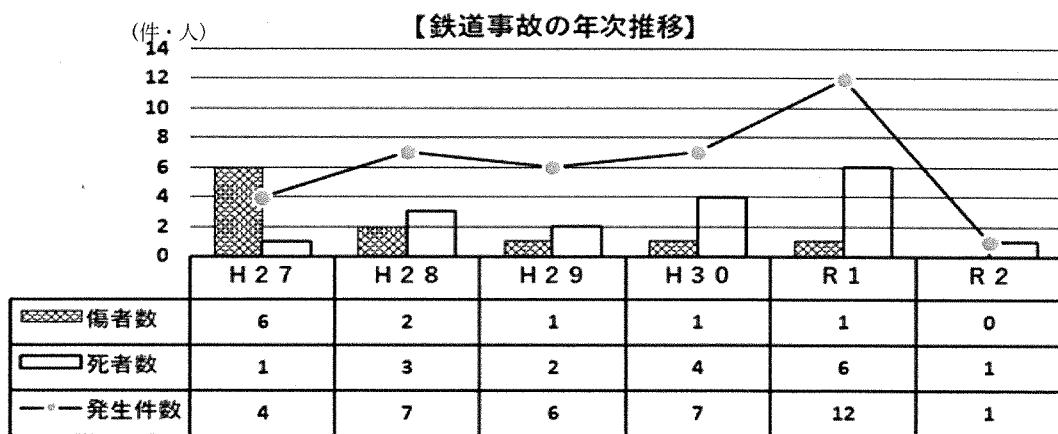
第1 鉄道事故・踏切事故の現状

1 鉄道事故の現状

本県においては、列車の衝突・脱線・火災等の重大な鉄道事故は発生していませんが、ひとたび事故が発生すれば、多数の乗客の方の死傷につながることなどから引き続き、重大な鉄道事故の絶無を期し、乗客の死者数ゼロを目指す必要があります。

鉄道事故の発生状況は下記のとおりで、令和元年に列車脱線事故が2件発生した以外、全て踏切障害事故及び人身障害事故となっています。

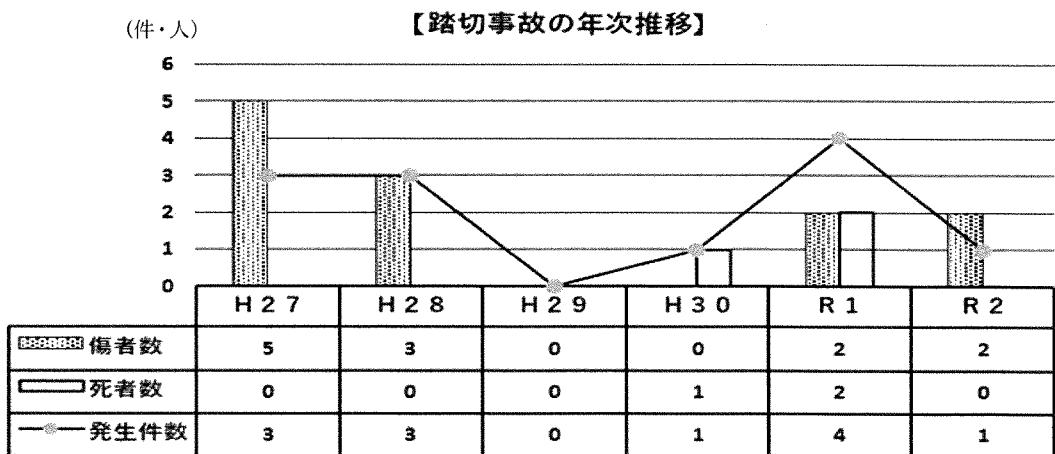
注) 鉄道事故: 列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、道路障害事故(踏切道以外の事故)、鉄道人身障害事故及び鉄道物損事故をいいます。



2 踏切事故の現状

本県における踏切事故は、平成27、28年には3件、29年は0件で、平成30年が1件と減少傾向で推移しましたが、令和元年には4件と増加し、発生が上下する状況です。

また、死者数については、平成27年からの3年間は0人でしたが、平成30年、令和元年で計3人と増加しており、引き続き踏切事故防止対策を講じる必要があります。



第2 交通安全計画における目標

【数値目標】

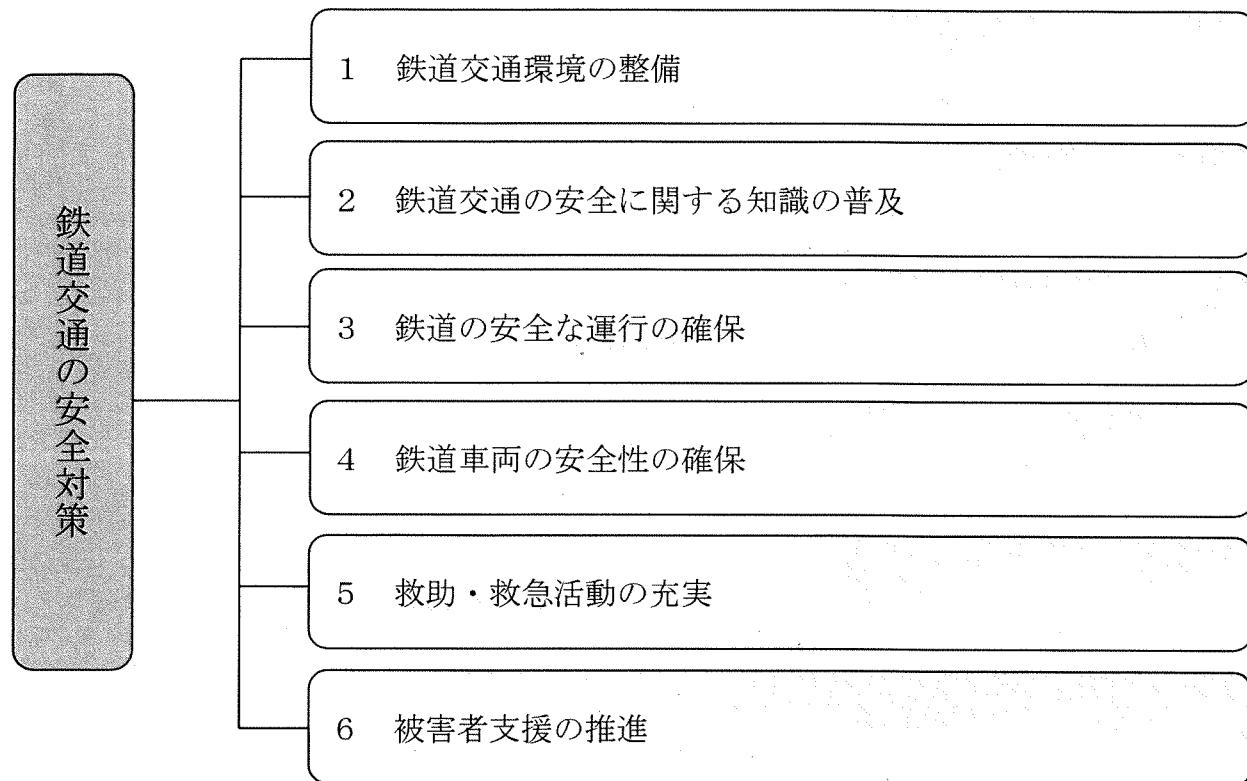
**乗客の死者数をゼロ
踏切事故件数をゼロ**

列車の衝突や脱線等により乗客に死者が発生するような重大な列車事故を未然に防止することが必要です。ひとたび事故が発生すれば、多数の乗客の死傷につながることなどから引き続き、「乗客の死者数ゼロ」を目指します。

また、踏切事故は毎年3件前後発生し、鉄道事故の半数以上を占めている状況にあり、事故の発生により乗客や付近の通行車両等に与える影響も大きいことから、引き続き「踏切事故件数ゼロ」を目指します。

第2節 講じようとする施策

第1 鉄道交通の安全対策



1 鉄道交通環境の整備

(1) 鉄道施設等の安全性の向上

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進めます。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図ります。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進します。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっていることから、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進します。本県に影響を及ぼす巨大地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、必要に応じて主要駅や高架橋等の耐震対策を推進します。

さらに、駅施設等について、高齢者・視覚障がい者を始めとするすべての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため、ホームドアの整備を加速化するとともに、ホームドアのない駅での視覚障がい者の転落を防止するため、新技術等を活用した転落防止対策を推進します。

(2) 運転保安設備等の整備

曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置

について、法令により整備の期限が定められたもの^{*}の整備については完了したが、これらの装置の整備については引き続き推進を図ります。

※ 1時間あたりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が100km/hを超える車両又はその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務づけられたもの。

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、安全設備の正しい利用方法の表示の整備等により、利用者等へ安全に関する知識を分かりやすく、適確に提供します。また、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させることとします。

また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図ります。

3 鉄道の安全な運行の確保

(1) 保安監査の実施

鉄道事業者に対し、定期的に又は重大な事故の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等についての適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施します。また、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施する等、保安監査の充実を図ります。

(2) 運転士の資質の保持

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施します。また、資質が保持されるよう、運転管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導します。

(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用

主要な鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行います。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することによる事故等の再発防止に活用します。さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導します。

(4) 気象情報等の充実

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努めます。鉄道事業者は、これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、鉄道施設の被

害軽減と安定輸送に努めます。

また、気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有化やICTを活用した観測・監視体制の強化を図るものとします。さらに、広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努めます。

(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行います。

事故等が発生した場合の混乱を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、鉄道利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導します。

(6) 運輸安全マネジメント評価の実施

鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施します。また、運輸安全マネジメント評価を通じて、運輸業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全への取組及び事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認します。

(7) 計画運休への取組

鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全確保に努めるよう指導します。

また、情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、事故発生時における多言語案内体制の強化も指導します。

4 鉄道車両の安全性の確保

科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直します。

5 救助・救急活動の充実

鉄道の重大事故等の発生に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図ります。

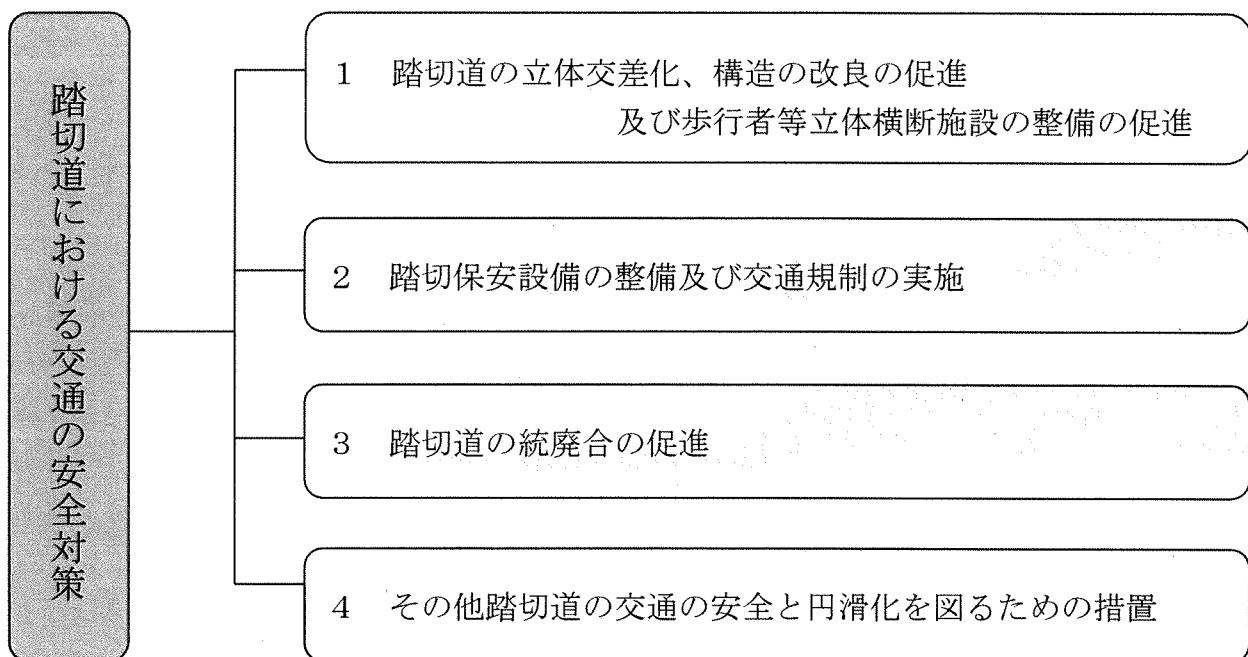
また、鉄道職員に対する、AEDの使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進します。

6 被害者支援の推進

公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省に設置した公共交通事

故被害者支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を担うこととしています。引き続き、関係者からの助言をいただきながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていきます。

第2 踏切道における交通の安全対策



1 踏切道の立体交差化、構造の改良の促進 及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

歩道が狭隘な踏切等における歩行者安全対策のための構造改良を推進します。

また、自動車交通量が多く踏切遮断時間が長い踏切道など、立体交差化を実施することにより交通の円滑化に著しく効果があると認められる踏切道については、極力立体交差化を図り踏切道の除却を促進します。加えて、立体交差化までに時間のかかる比較的遮断時間の長い踏切等については、効果の早期発現を図るために各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者立体横断施設の設置等を促進します。さらに、平成27年10月の高齢者等による踏切事故防止対策検討会の取りまとめを踏まえ、平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進します。

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行います。

また、遮断時間の長い踏切ほど踏切事故件数が多い傾向がみられることから、市街地にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くします。

さらに、自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進めます。

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、高輝度化による視認性の向上を図ります。

3 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進します。

ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとします。

4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切道予告標、踏切信号機の設置や車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを適切に行います。

また、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進します。

さらに、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進します。

災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送の支障の発生等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進します。

巻末資料

資料1 福島県交通安全計画の推移

資料2 全国・福島県の交通事故の年次推移

資料 1 福島県交通安全計画の推移

[※ 昭和 45 年～交通安全対策基本法制定]

計画	計画期間	目標等	計画期間における交通事故状況
第 1 次	昭和 46～50 年度	死亡事故の半減 を目指す	死者数) 昭和 45 年 : 337 人 →昭和 50 年 : 247 人に減少
第 2 次	昭和 51～55 年度	昭和 45 年の死者 数を半減	死者数) 昭和 55 年 : 152 人に減少
第 3 次	昭和 56～60 年度	死亡数の着実な 減少	死者数) 昭和 60 年 : 198 人に増加
第 4 次	昭和 61～65 年度 (平成 2 年度)		死者数) 平成 2 年 : 237 人に増加
第 5 次	平成 3～7 年度		死者数) 平成 7 年 : 241 人に増加
第 6 次	平成 8～12 年度	死者数 : 180 人 以下	死者数) 平成 12 年 : 192 人に減少
第 7 次	平成 13～17 年度	死者数 : 170 人 以下	死者数) 平成 17 年 : 143 人に減少
第 8 次	平成 18～22 年度	死者数 : 110 人 以下 死傷者数 : 15,000 人以下	死者数) 平成 22 年 : 112 人に減少 死傷者数) 平成 22 年 : 13,365 人に減少
第 9 次	平成 23～27 年度	死者数 : 85 人 以下 死傷者数 : 11,600 人以下	死者数) 平成 27 年 : 77 人に減少 死傷者数) 平成 27 年 : 8,421 人に減少
第 10 次	平成 28～32 年度 (令和 2 年度)	死者数 : 60 人 以下 死傷者数 : 6,300 人以下	死者数) 令和 2 年 : 57 人に減少 死傷者数) 令和 2 年 : 3,914 人に減少
第 11 次	令和 2～7 年度	死者数 : 50 人 以下 死傷者数 : 3,200 人以下 重傷者数 : 380 人以下	

資料2

全国・福島県の交通事故の年次推移

区分 5年 計画	全 国			交通事故死者に関する動向	福 島 県			人口10万 人当たり の死者数	区分 5年 計画
	年次	件 数	死 者	傷 者	件 数	死 者	傷 者		
昭和元年	42,226	2,035	30,282					3.4	昭和元年
2	49,115	2,083	33,222					3.4	2
3	55,533	2,321	36,854					3.7	3
4	58,077	2,448	38,633					3.9	4
5	63,411	2,536	43,621					4.0	5
6	68,823	2,572	46,328					4.0	6
7	71,221	2,801	49,259					4.2	7
8	64,643	2,921	46,959					4.4	8
9	69,342	3,226	50,204					4.8	9
10	66,415	3,549	49,227					5.2	10
11	59,444	3,484	45,323					5.0	11
12	55,958	3,633	44,051					5.2	12
13	47,017	3,678	35,119					5.2	13
14	35,634	3,265	29,317					4.6	14
15	30,777	3,241	26,412					4.5	15
16	24,082	2,832	21,042					4.0	16
17	21,159	2,945	19,636					4.1	17
18	16,780	2,887	16,087					3.9	18
19	11,507	3,080	11,580					4.2	19
20	8,706	3,365	9,094					4.7	20
21	12,504	4,409	12,655					4.7	
22	17,778	4,565	16,852					5.8	
23	21,341	3,848	17,609					5.8	
24	25,113	3,790	20,242					4.8	
25	33,212	4,202	25,450					5.1	
26	41,423	4,429	31,274					5.1	
27	58,487	4,696	43,321					5.5	
28	80,019	5,544	59,280					26	
29	93,869	6,374	72,390					27	
30	93,981	6,379	76,501					28	
31	122,691	6,751	102,072					1,156	
32	146,833	7,575	124,530					1,046	
33	168,799	8,248	145,432					1,171	
34	201,292	10,079	175,951					106	
35	449,917	12,055	289,156					1,171	
36	493,693	12,865	308,697					106	
37	479,825	11,445	313,813					1,171	
38	531,966	12,301	359,089					1,171	
39	557,183	13,318	401,117					1,171	
40	567,286	12,484	425,666					1,171	
41	425,944	13,904	517,775					1,171	
42	521,481	13,618	655,377					1,171	
43	635,056	14,256	828,071					1,171	
44	720,880	16,257	967,000					1,171	
45	716,080	16,765	981,096					1,171	
第 一 次 計 画	46	700,290	16,278	949,689				1,171	
	47	659,283	15,918	889,198				1,171	
	48	586,713	14,574	789,948				1,171	
	49	490,452	11,432	651,420				1,171	
	50	472,938	10,792	622,467				1,171	
第 二 次 計 画	51	471,041	9,734	613,957				1,171	
	52	460,649	8,945	593,211				1,171	
	53	464,037	8,783	594,116				1,171	
	54	471,573	8,466	596,282				1,171	
	55	476,677	8,760	598,719				1,171	
第 三 次 計 画	56	485,578	8,719	607,346				1,171	
	57	502,261	9,073	626,192				1,171	
	58	526,362	9,520	654,822				1,171	
	59	518,642	9,262	644,321				1,171	
	60	552,788	9,261	681,346				1,171	
第 四 次 計 画	61	579,190	9,317	712,330				1,171	
	62	590,723	9,347	722,179				1,171	
	63	614,481	10,344	752,845				1,171	
	平成元年	661,363	11,086	814,832				1,171	
	2	643,097	11,227	790,295				1,171	
第五 次 計 画	3	662,392	11,109	810,245				1,171	
	4	695,346	11,452	844,003				1,171	
	5	724,678	10,945	878,633				1,171	
	6	729,461	10,653	881,723				1,171	
	7	761,794	10,684	922,677				1,171	
第六 次 計 画	8	771,085	9,943	942,204				1,171	
	9	780,401	9,642	958,925				1,171	
	10	803,882	9,214	990,676				1,171	
	11	850,371	9,012	1,050,399				1,171	
	12	931,950	9,073	1,155,707				1,171	
第七 次 計 画	13	947,253	8,757	1,181,039				1,171	
	14	936,950	8,396	1,168,029				1,171	
	15	948,281	7,768	1,181,681				1,171	
	16	952,720	7,436	1,183,617				1,171	
	17	934,346	6,937	1,157,113				1,171	
第八 次 計 画	18	887,267	6,415	1,098,564				1,171	
	19	832,704	5,796	1,034,652				1,171	
	20	766,394	5,209	945,703				1,171	
	21	737,637	4,979	911,215				1,171	
	22	725,924	4,948	896,297				1,171	
第九 次 計 画	23	692,084	4,691	854,613				1,171	
	24	665,157	4,438	825,392				1,171	
	25	629,033	4,388	781,492				1,171	
	26	573,842	4,113	711,374				1,171	
	27	536,899	4,117	666,023				1,171	
第一 〇 次 計 画	28	499,201	3,904	618,853				1,171	
	29	472,165	3,694	580,850				1,171	
	30	430,601	3,532	525,846				1,171	
	令和元年	381,237	3,215	461,775				1,171	
	2	309,000	2,839	368,601				1,171	

(注) 昭和34年までは、軽微(8日未満の負傷、2万円以下の物的傷害)事故は含まない。昭和35~40年は、軽微(8日未満の負傷、2万円以下の物的傷害)事故を含む。

昭和41年以降の件数には、物損事故は含まない。昭和47年以降は沖縄県を含む。

令和2年の発生件数、負傷者数は、概数である。